

子どもオンブズ・レポート 2015

2016(平成 28)年 3 月

川西市子どもの人権オンブズパーソン

川西市子ども的人権オンブズパーソン条例 [平成 10 (1998) 年 12 月 22 日 川西市条例第 24 号]

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の積極的な普及に努めるとともに、川西市子ども的人権オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

(子どもの人権の尊重)

第 2 条 すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。

2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。

3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

はじめに



子どもの人権オンブズパーソンという制度が、全国に先駆けて、この川西市でスタートして 17 年になります。その間におこなってきた相談回数も延べで優に万を超え、2015 年次には年間相談回数が千に近い数におよんでいます。そのなかには問題が深刻で、一ケースで数十回におよぶ相談をおこなった事案もあります。それだけ子どもたちを囲む問題が複雑化し、かつ深刻化しているのです。そうした問題の渦にはまり込んで、目の前で展開されている子どもの生きづらさに付き合っていると、つつい子どもたちのその「近景」に振り回されて、そもそも「子どもとはどういう存在なのか」ということを見失ってしまいそうになります。

そんなとき思い起こすのが自分自身の子ども時代、その「遠景」に写る子どもの姿をかみしめて、「子どもがこの世界を生きる」というのはどういうことなのかを、あらためて考えることがあります。

* * *

私は 18 歳まで、子ども時代を瀬戸内海の島で生きてきました。そこから京都の街に出て、もう 50 年。いまでは、島での 18 歳までの暮らしが、その後の半世紀の街の暮らしとは違って、まるで別の人の人生であるかのように思い出されます。ただ、その記憶のなかでは、海も山も、野原も砂浜も、そして田畑も、単なる風景としてではなく、しっかり自分の身を浸した情景として、くっきりとした輪郭を残しています。

島の我が家の小さな庭には、西のはしに薪を積み上げた納屋の軒先があって、そばの楓の木によじ登ると、枝づたいに一またぎで瓦ぶきの屋根に上がることができました。そこから猫のようにそろりそろりと屋根の一番上まで這い上がる。すると、隣家の屋根越しに遠く、岬で閉じた静かな内海が見えるのです。

いまどき、家の屋根に上るような子どもはいません。もちろん、私の子ども時代も、屋根に上ることは親たちから禁じられていました。危ないからというより、むしろ屋根の瓦が傷むからという理由でした。それでも子どもには小さな冒険。自分の力には限度があるけれども、その限度ぎりぎりのところで、ちょっと危ないことをする。そのとき、ふだんの日常とは違う世界が広がって、自分の身体の方もそれに応じてしゃんと輪郭を持つように思えたのです。じっさい、屋根の上から眺める景色は、路上で見たそれとは違って、私を想像の世界に駆り立てます。もちろん、想像の翼は広げても、身体に翼はありません。泣いても叫んでも、自分の身体に具わった力以上のことはできないのです。その身体の輪郭が、屋根の上でははっきりと感じられる。そのこ

とが何かしら不思議でした。

いまは子どもたちにあえて「外遊び」を勧めなければならないほど、「内遊び」ばかりになっていますが、私にとって「外遊び」は、そうして自分の限られた輪郭を味わわせてくれるものでした。あぜ道の間を流れる小川を跳んで越えられるかどうか、柿の木のある枝まで登ることができるかどうかは、自分の身体が知っている。無理だと思えば、いくら向こうに素晴らしいものがあったとしても諦めるほかない。泣いても叫んでも世界は変わらない。そこに自分の身体を越えた世界の輪郭がある。そのぎりぎりをなぞるのが冒険だったと言えば、少々大仰でしょうか。でも、それはおそらく北極の探検やエベレストの登頂にも通じるものだと思うのです。

家からほんの少し行ったところに、ひっそりとした竹藪があって、そこから竹を切ってきて、^{のこ}鋸と小刀で竹とんぼを作ることもありました。子どもの手わざは未熟で、素材の竹は抵抗して、こちらの思うようにはなってくれません。それでも悪戦苦闘の末、それらしいモノができる。年上の子どもが作り上げた竹とんぼのように見事には飛んでくれませんが、それらしく跳ね上がり、うまくいけば屋根の高さまで上って、少々ぶざまな恰好でコトンと落ちる。それでも十分。泣いても叫んでも、それが自分の刻んだ世界の輪郭なのです。

冬には家族みんなで里山に入って木を伐り出して、荷車を引いて家に帰り、その木を切り、^{おの}斧で割って薪づくりをするのが子どもの仕事でした。そして、その合間に適当な枝を見つけ、斧と小刀で先を尖らせ、短く鋸で引いて、コマをつくる。市販のコマのようにきれいには回りませんが、それがまた面白い。ただ、木の枝は竹とんぼづくりの竹よりも、加工がずっとやっかいで、なかなかうまくいきません。しかし、それもそれ。なんとか出来上がったコマは、私の身体と自然の樹木の折り合って生まれた世界の輪郭の一つです。

外の自然には、泣いても叫んでも自分の側からはけっして変わってくれない世界があって、その世界に向かって自分の身体のぎりぎりを試す。それは自分の力の発揮のしどころでもあるのですが、一方で世界の抵抗にあってすげなく諦める断念の場でもあって、そのはざまでは人はせめぎ合うのです。その境界に身体の輪郭が刻まれ、同時に世界の輪郭が描き出される。人にとっては、その生も死も、そうした輪郭の一つなのだろうと、いまは思うことができます。

しかし、子どもの身の回りに人工の商品があふれるようになった現在、この身体と世界の輪郭がぼやけてきたように思えます。大きなお店のおもちゃ売り場で、商品の山を目の前にして、小さな子どもが泣き叫ぶ姿を見ることがあります。子どもが泣いても叫んでも、周囲のおとなが動じなければ、それはそれで済むのかもしれませんが、それが簡単ではありません。子どもの側は、おとなの壁にぶつかって、泣いて叫んで、それでも^{かな}叶わないと腹を立て、どうして僕だけ買ってくれないのかと恨み言を言い始める。おとなの側もまた、泣いて叫ばれて、ちょっとかわいそうだと思いつつも、

やがていいかげんにしてほしいと本気で怒りはじめ、あるいはどこかで妥協して、今回だけはと言って財布の紐^{ひも}を解いたりするもの。どちらも断念がむずかしいのです。

私たちのいまの暮らしには、人と人が、それぞれ自由に操れるかのように思う人工物をあいだにはさんで、あれこれせめぎ合うことがやたらと多くなりました。それは泣いても叫んでも変わらない世界ではなく、かけひき次第、かね次第でなんとかなるように見えてしまう世界です。それだけ生活の輪郭がぼやけてしまう。それはちょっとまずいことではないのかと、私は思いはじめています。物が豊かになればなるほど、息苦しくなる。この逆説をほどこすためには、あらためて人生の輪郭づくりを、子どものところから考えていかなければならないように思います。

* * *

少々大仰にすぎることを言ってしまったかもしれません。しかし、人には「自然な断念」というものが、どこかで必要です。それを日々の暮らしのなかにどう根づけていくのかという細やかな試みが、じつは、子どもにかぎらず、私たちおとなにも求められているのだと思います。「Boys be ambitious!」とは、一見真逆ですが、大志と断念はむしろセットで生きるもの。そんな思いで今後も励みたいと思います。

2016（平成 28）年 3 月

川西市子ども的人権オンブズパーソン
代表オンブズパーソン 浜田 寿美男

目次

はじめに	代表オンブズパーソン 浜田 寿美男	
I	子どものオンブズパーソンが担わなければならない二つの役割	6
	代表オンブズパーソン 浜田 寿美男	
II	子どもの人権オンブズパーソン制度について	14
	子どもの人権オンブズパーソン制度の趣旨	
	オンブズパーソンの制度運営について	
	個別救済までの主な流れ	
	川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ	
III	オンブズパーソンの相談・調整活動	20
	2015年次の相談状況	
	相談者の内訳	
	問題となっている事項及び関係	
	人と人をつなぐ「調整活動」	
	相談・調整活動の実際	
	相談員コラム	
IV	オンブズパーソンの調査活動	40
	2015年次の調査状況	
	2015年次に扱った調査案件のあらまし	
V	オンブズパーソンの広報・啓発活動	52
	子どもへの広報・啓発	
	おとなへの広報・啓発	
	制度・活動に関する問い合わせや取材、視察、交流	
VI	オンブズパーソンの会議と情報公開	62
	「オンブズパーソン会議」の開催状況	
	個々の案件に関する「研究協議」の開催状況	
	情報公開の対応	
VII	オンブズパーソンからのメッセージ	66
	「やってみたいかどうか」のモノサシ	
	オンブズパーソン 井上 寿美	
	オンブズパーソンとしての1年をふりかえって	
	オンブズパーソン 吉川 法生	
参 考		72
	川西市子どもの人権オンブズパーソン条例	
	2015年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン名簿	

I

子どものオンブズパーソンが担わなければならない 二つの役割

代表オンブズパーソン 浜田 寿美男

子どものオンブズパーソンが担わなければならない二つの役割

代表オンブズパーソン 浜田 寿美男



「いま」という時代とオンブズワーク

子どもの人権の状況は、今日、きわめて厳しい。わが国に関して言えば、それは、もちろん、いわゆる「開発途上」の貧しい国々の子どもたちが飢餓に喘ぎ、児童労働に狩り出され、児童買春の犠牲となり、さらに幼い兵士として戦場に送られるなどといった直接的な人権侵害ではない。しかし、一見豊かに見えるこの消費社会のなかで、経済格差は確実に進行しており、子どもが育つうえで必須の人間関係の基盤が、多くの家庭・地

域において脆弱化し、不安定化している。あるいは経済的・文化的にも恵まれているかに見える家庭・地域においても、もっぱら高学歴・高学校歴の確保を目指そうとする強迫的意識の下で、ひたすら学力向上に駆り立てられ、息苦しく不安な子ども時代を送っている子どもたちが少なくないし、あるいはそこからこぼれて明日への希望を持たないでいる子どもたちもまた少なくない。オンブズパーソンのもとにやってくる子どもたち、親たちの多くが、そうした「時代状況」の象徴的な表れであるように見える。そして、その子どもたち、親たちに付き合ってみればみるほど、その根は浅くないことに気づく。

オンブズパーソンに求められることは、直接的には、問題を抱えた子どもたち、親たち、あるいは学校や関係諸機関から相談・依頼を受けて、子どもの人権を損なう個々の問題状況に対して具体的に働きかけ、関係諸機関との調整を図り、子どもの声に沿った解決を目指すことである。しかし、オンブズパーソンは、その設立の理念からして、個別の相談・救済にかかわる単なる実施機関として閉じるものではない。オンブズパーソンは、そこから一步踏み込んで、個々の問題の根にあるより大きな状況に対して、その改善を目指す方途を何らかのかたちで模索し、社会の改革に向けて具体的なメッセージを発信していかなければならない。じっさい、個別の問題に個々に対処するだけですむほど、今日の問題は単純ではなく、それだけ「抜本的」な変革を目指さざるをえない現実がある。

オンブズパーソンは、現実起こった個別の事案に個々に対応して個別の解決を図ると同時に、その問題の根を探り、そこから何らかの「制度改善」を志向し、その努力の蓄積を図る。そうした二重の役割を担う。そうでなければ、その存在意義が満たされることはない。言い換えれば、個別事案に対する「ケースワーク」的な実践を地道に行うとともに、それを通じて「制度改善」を模索し、推進するという二重の働きを、どのように連動させていくかが、オンブズパーソンの重要な課題となる。

オンブズワークにおいて拮抗する二つのベクトル

このように考えれば、このオンブズワークを進めていくうえで、陥りがちな二つの危険性があることに気づく。

一つの危険性は、個別事案をめぐるケースワークに深入りしすぎて、状況の改善、制度の改革への展望を見失ってしまうということである。そうなれば、オンブズワークは他の実施機関の単なる補完に終わって、結果として、既存の実施機関で対応しきれない、言わば行政の隙間、あるいは谷間に落ちたケースの「穴埋め」的な業務に入り込んでしまう。もう一つの危険性は、個別事案の相談・依頼を受けたとき、そこに人権上の問題を早々に捉えて、直接に関係する機関に対して意見表明や是正勧告を行い、あまりに性急に制度改善につなげようとするところで生じる。たしかに、いじめや体罰、あるいは虐待など、いわゆる「人権の侵害」がはっきりしていて、かつ関係機関においてもその問題意識に大きなずれがない事案に関しては、一定の調査を行ったうえでオンブズパーソンがやらなければならない措置はほぼ決まっている。そのために、現場に関与して、これを制度改善につなげていくことに大きな問題が生じることはない。しかし、多くの問題はそれほど単純でない。じっさい、一見して人権上の問題が明確であるように見える事案であっても、かわりはじめてみると、その背後に複雑で根の深い社会構造上の問題が潜んでいることが少なくない。

問題が、そのように当該事例の特殊性を越えて、そこに広く社会構造上の問題が潜んでいる場合、それを捉えて性急に制度改善につなげようとして、言わば正論をそのまま意見表明しても、それは正面から受けとめられることなく、結果的に空回りするに終わる。とりわけ子どもの人権にからむ問題が複雑で、しかもそれらが根深く絡み合っている現代においては、この危険性が大きく、いくら大きな声を上げて主張しても、その受け入れの素地を耕しておかないかぎり、下手をすれば、オンブズワークがただの自己満足に終わりがねない。

そうした事態を避けるためには、事前の相談・調整のケースワーク的な活動を丁寧に重ねていくことが求められる。まずはそれが基本である。しかし、そこに終始してしまえば、結局、また先の第一の危険性に陥ってしまう。オンブズワークはしばしばこうしたジレンマに逢着する。ここで具体的な相談事案を紹介するわけにはいかないが、おおよそ問題をイメージしてもらえるように、現実の事例を組み合わせ、架空の事例を描いてみる。

「専門」的手立ての保障と人権

学校においてインクルーシブ教育がいまほど高らかに謳われた時代はかつてない。ところが、逆説的なことに、現実には特別支援学校、特別支援学級に所属する子どもの率が、いまはかつてないほどに伸びている。個々の子どもたちの個性・能力に応じて多様な支援のかたちを保障するという建前だが、「インクルージョン」の名の下に、事実上「エクスクルーシオン」がこの社会に蔓延していると言わざるをえない現状がある。

川西市でのことではないが、ダウン症の子どもの就学をめぐる学校と保護者とのあいだで起きたトラブルに立ち会ったことがある。当該の就学指導委員会の判断は特別支援学校が適当というものだったが、保護者はなんとか普通学級に入級させたいと願っていた。その保護者の要望に対して、折衝の場で、校長の口から「普通学校の先生は専門じゃないので、責任がもてません」と発言するのを聞いた。この理屈でいくと、障害のある子どもには「専門」の人が「専門」の手立てを施して教育するのが、その「教育権」の保障だということになる。しかし、ほんとうにそうなのだろうか。公立小学校への入学・入級は、まず親の選択権に属する。それにもかかわらず、こんなふうに公言する校長がいることに、私はすっかり驚いてしまったのだが、保護者の願いは、とにかくわが子に普通学校でごく自然にいろいろな子どもたちに交じって学校生活を送らせたいということであった。そこで、むやみにもめることを避けて、交渉を重ねたあげく、特別支援学級に籍をおき、原学級での授業にもできるだけ多く参加するという妥協策を選ぶことになった。不満は残ったが、これ以上もめたくないというのが保護者の選択であった。

これがオンブズパーソンにきた事案であったとすれば、私たちはどうしたであろうか。「子どもの最善の利益」を大事にすると言っても、何が「最善の利益」になるかを決めるのは子ども本人であるし、それが難しいときには、身近で子どもの思いを代弁できる保護者の意向を尊重せざるをえない。その保護者の願いをアシストするのがオンブズパーソンの役割だとすれば、もちろんオンブズパーソンが自分たちの主張を押し出すわけにはいかない。しかし、オンブズパーソンとしてただただ本人の思いを聞き、保護者の願いを尊重するというだけでは済まない問題もある。

考えてみれば、先の校長の発言では、親の選択権というのもただの建前にすぎず、重い障害をもつ子どもに対して「責任はもてませんよ」というのがやはり本音である。しかし、それならば教師の責任とは何なのか。教師たちは、学校の教師である以上、学習指導要領で定められ、必要だと思う学習内容を、子どもたちにしっかり身につけさせなければならない。それが自分たちの専門性であって、それを全うするのが自分たちの責任の第一、そう思っているのかもしれない。だからこそ、障害があってそれがうまくいかない可能性のある子どもたちに対して、「責任がもてません」などと公言するのであろう。

たしかに学校はこれまで、子どもたちに将来必要となる力・知識を身につけさせる制度として成り立ってきた。しかしいま、そのような学校のあり方が多くの歪みを生み出すようになって、もうこれでは学校そのものが立ち行かなくなっているのではないかと、私は思いはじめている。

子どもたちはいま学校で、あるいは塾で、力を身につけ蓄えて、それを試験で発揮し、ただただ学歴、学校歴を積み上げることに汲々とするばかり。そして学歴、学校歴を確保すべく入学試験に通過してしまえば、あとは身につけたはずの力が剥げ落ちていっても別に構いはしない。いや、現に私たちが学校で身につけたはずの力の多くは、試験の場で使うだけで、それ以外の場で使うことがほとんどない。それでも、試験でその力を発揮して

小中高大という学校教育制度の梯子をそれなりに順調に上ることができる子どもたちは、結果として、それによって自分の将来を確保することができるかもしれない。しかし、それが難しい子どもたちは勉強して力を身につけることが大事だと言われながら、その大事なはずの力がなかなか身につかず、むしろその勉強によって傷つけられつづけ、やがては勉強することの意味を見失い、それを放棄する子どもたちも出てくる。

力を身につけるということは、ほんらい、身につけたその力をそのときそのときの生活に使って生きていくことであるはずである。しかし、もっぱら身につけること自体が求められて、しかもその力の多寡が競われるようになると、力はそれを使って生きるためのものだという当たり前のことを見失い、その当たり前の<生きるかたち>を奪われてしまう。学校が、もしそういう場でしかないとすれば、そこを勝ち抜く一部の勝ち組は別として、多くの子どもたちにとって、そこはもはや生きられる場所ではない。まして障害をもつ子どもたちの生きられる場所ではなくなる。

学校は、子どもたちが力を身につけるだけでなく、ほんらい、そうして身につけた力を使って生きる、文字通りの意味で「生活の場所」である。そう考えたとき学校の果たすべき責任がまったく違ったかたちで意識されてくる。学校はいろいろな子どもたち、そしていろいろなおとなたちが集まって生活する一種のコミュニティであって、どのような個性・能力の持ち主であろうと、子どもたちみなはそこで生きている。そのことを原点におかなければ、これからは学校どころか、この社会そのものが立ち行かない。

もちろん、この生活の場所においても、「専門」的な考え方や知識・技能が必要になることはある。しかしそれは、「自分たちは専門ではないので、責任が持てません」と言って、一部の子どもたちを排除するような「専門」ではなくて、この同じ場で一緒に生きていくのにどのような手立てがありうるかを考え、すべての子どもたちを包含するための「専門」である。特別支援の本来の理念も、そうして「ともに生きる」ための支援であったはずだ。

親が、自分の子に障害があるとわかったとき、「私は専門じゃないので、この子の子育てには責任が持てません」などとは言わない。家庭はそれこそ親と子が生活する場所だからである。その生活の場所でも、病気にかかれば病院などの専門機関で医者に診てもらうように、「専門」が求められることはある。しかしそれはあくまで、ともに生きていくために利用する「専門」であって、外にお任せして排除する「専門」ではない。特別支援教育における子どもと子ども、組織と組織の連携もまた、生活の場をともにしたうえで、そこにすべての子どもたちを包含する「専門」であることを、あらためて確認しておかなければならない。

先のダウン症の子どもが就学場面で生じたトラブルの背後には、そもそもこの子どもたちを包摂するだけの生活の場を学校のなかに築きえていないという現実があった。しかし、このことをオンブズパーソンとしての具体的な提言につなげていくには、まだまだ埋めなければいけないステップがいくつもあって、その壁を前にすると気が遠くなってしまう。そこで「真のインクルージョンを！」と叫び、ただただ「制度の改善を！」と訴えても、

それによって事態が変わることはない。オンブズワークはそうしたスローガンを打ち上げることですむものではない。

社会に開かれていかない相談室

学校を生活の場として見るということに加えて、もちろん家庭は文字通りに生活の場である。しかし、この生活の場であるはずの家庭が、いまや子どもを支えるものになっていないケースが少なくない。格差社会の現実が、いま確実に子どもたちの生活の場を侵している。

不登校気味の子ども本人から、家の中での生活がうまくいかないと言って、電話で相談を受けたことがある。すぐに面談につないで、本人の話を聞いたうえで、家族の人たちにも来てもらって話を聞き、そこで個々にアドバイスをしたりもした。しかし、それだけでは何も変わらず、学校にもなかなか行けそうにない。そこで実際に家に出向いて、家庭生活の様子をじかに見させてもらいながら、長く付き合っているうちに分かったのは、家族の生活がそうとうに乱れていて、しかもその乱れが徐々に深刻化していること。このままいけば数年後には生活そのものが破綻してしまうことも避けられないと懸念された。そうかと言って、現実はまだ破綻していない状況では、いわゆる「福祉」の対象にならない。そういうなかでオンブズパーソンが、まさに「ケースワーク」と言っているような活動を続けてきた。オンブズパーソンはほんらいそのようなことを行う実施機関ではないのだが、状況によってはそこまで踏み込まざるをえない現実がある。

自分たちは行政の穴を埋めるような実施機関ではないという自覚をもったうえで、事実上このような実施機能を果たさざるをえないとき、オンブズパーソンは今後の対応として、本来的にこの機能を担うべき機関をつくりだしていくことを提言しなければならないし、その創出の模索を試みなければならない。ただ、そのことをスローガンとして打ち上げるだけでは、何の効果もないただの空砲に終わる。

じつは、このケースについては、母親が相談機関にずいぶん以前から通っていることが確認されたので、その機関との連携を求めて情報交換をしたところ、そこでも家族の問題が徐々にしんどくなっていて、このまま行くと家庭そのものが破綻しかねないとの認識を共有することができた。しかし当該機関の方では、自分たちの業務は、これまで通り個別の相談以上のことはできないので、ただ「見守る」しかない。そして、どうしようもなくなったときには機を逃さず「福祉につなぐ」のが役割と思っているというのである。どの自治体でも同様の悩みを聞くことがあるが、問題を医療・教育モデルのもとに解決しようとして構想された相談機関には、これを社会関係の問題として考える社会モデルの発想が乏しく、生活上の困難を抱えたケースに対しては実効性のある関わりを十分になしえないという現実がある。

既存の相談機関がこのような体制で組まれてしまっているとき、オンブズがその改変をどのようなかたちで提言しうるのか。その提言をどこまで実効あるものにできるのか。こ

れもまたじつに悩ましい。「スクール・ソーシャルワーカーの導入を！」と提言することは容易だが、それを実質化するためには既存の機関の変更をも展望していかなければならないからである。

制度改善に向かう困難な道

子どもの人権を確保するうえで、これは必要だ、これはダメだということがはっきりしていて、その人権上の理念がすでに共有され、かつ規範化されているところでは、オンブズワークとしてそれに反した事案を制し、そこから外れた事例を正す役割を果たすのは、誰にも分かりやすいことで、多少の困難はあっても、到達点が明確なぶん、その遂行に迷いが生じることはない。しかし、既存のシステムが出来上がってしまっていて、そのことが問題解決を阻む壁になっているとき、そこに食い込んで、子どもの人権の確保と向上に向けて改革を展望し、実施していくのは容易なことでない。そこにはさまざま苦難が待ち受けている。じっさい、真に制度改善を目指すべく、その方向を見定め、その受け皿をつくり出すためには、それ以前のところで、事実上のケースワーク的関わりを深め、これを積み上げていかざるをえない。こうしたジレンマを抱えながら、オンブズパーソン制度の確立はまだ道半ば。その自覚のうえで、なお日々の営みを着実につづける以外にないものと覚悟している。

(はまだ・すみお／奈良女子大学名誉教授)

Ⅱ

子どもの人権オンブズパーソン制度について

子どもの人権オンブズパーソン制度の趣旨

オンブズパーソンの制度運営について

個別救済までの主な流れ

川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ

Ⅱ 子どもの人権オンブズパーソン制度について

子どもの人権オンブズパーソン制度の趣旨

川西市子どもの人権オンブズパーソンは、いじめ・体罰・差別・不登校・虐待など、さまざまな事情で悩む個々の子どものSOSを受けとめ、具体的な人権侵害からの擁護・救済を図るために、1998（平成10）年12月、全国ではじめて市の条例により創設された公的第三者機関です。

個々の子どもの人権救済を図るために、相談・調整活動、調査活動に取り組むとともに、子どもの救済から見えてきた課題については、「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第3条）を確保する観点から、市の機関（市立の学校・園や保育所、市教委等の行政機関）などに対し、行為等の是正や制度の改善を求めて、勧告や意見表明などの提言を行います。

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例制定の経緯

1980年代以降、学校内外でのいじめ等を背景とした子どもの自殺が全国各地で起こり、大きな社会問題となっていました。他方、国際的な潮流として、1989（平成元）年11月に「子どもの権利条約」が採択され、日本も1994（平成6）年4月に同条約を批准しました。これらの状況をふまえ、川西市教育委員会では1994（平成6）年度末より抜本的ないじめ対策等のあり方についての検討・協議を進めてきました。そのなかで、子どもの人権を守るための第三者機関等の仕組みの必要性が提起され、条例案の検討の積み重ねを経て、1998（平成10）年12月の市議会にて全会一致で可決・制定されました。

○1995（平成7）年度

- ・ 4月、市教育委員会が「子どもの人権と教育 検討委員会」を設置。
- ・ 6月～7月、同検討委員会で「子どもの実感調査」（小6・中3対象）を実施。
「（過去1年ほどの間で）学校でいじめを受けた」……（小）36%（中）19%
このうち、約2%が「生きているのがとてもつらく思えるほどの苦痛」と回答。
何度もいじめを受けている子どもほど、誰にも相談できず「一人でがまんする」と回答。
- ・ 10月、上記調査等をもとに、同検討委員会が「子どもの人権と教育についての提言」を市教委に提出。その中で、子どもの人権を守る第三者機関等の仕組みの創設を提起。

○1997（平成9）年度

- ・ 5月、市教育委員会が「子どもの人権オンブズパーソン制度検討委員会」を設置。
- ・ 9月、「川西市における子どもの人権オンブズパーソン制度のあり方について」を答申。
- ・ 10月、「オンブズパーソン制度例規等検討委員会」を設置。翌年度にかけて、学校教育・社会教育関係者等からの意見聴取など、約1年を費やして条例案を策定。

○1998（平成10）年度

- ・ 11月、「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例案」を市教育委員会定例会で可決。
- ・ 12月、同条例案を市議会に上程。審議の結果、オンブズパーソンを「市教育委員会に置く」から「市長の附属機関とする」に一部修正の後、全会一致で可決・制定。

○1999（平成11）年度

- ・ 4月、オンブズパーソン制度の運営開始（相談・申立は6月より受付）。

条例の目的（条例第1条）

「この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。」

オンブズパーソンの職務（条例第6条）

＜個別救済＞

- ①子どもの人権侵害の救済に関すること。
- ②子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。

＜制度改善＞

- ③前2号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。

オンブズパーソンの責務（条例第7条）

「オンブズパーソンは、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、並びに公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。」

オンブズパーソンの制度運営について

人員体制

- ・ **オンブズパーソン**（地方自治法上の非常勤特別職）：**3名**
法曹界、学識経験者、子どもの人権関係のNPO関係者等から、市長が委嘱します。
- ・ **調査相談専門員**（地方公務員法上の非常勤嘱託職員：通称 **相談員**）：**4名**
平日週4日勤務し、オンブズパーソンのアシスタントとして日常のかつ継続的な活動に従事します。子どもや保護者等からの相談や申立てを最初に受け、オンブズパーソンに報告します。相談の継続や調査活動にも携わります。そのうち1名がチーフ相談員となり、相談・調査等の関係機関との連絡調整を担当します。
- ・ **調査相談専門員**（地方自治法上の専門委員：通称 **専門員**）：**8名**
オンブズパーソン経験者等から選任され、オンブズパーソンや相談員を助ける専門家（法律、医療、学校教育、福祉等）。オンブズパーソンから必要な専門的知見や情報提供を求められたときに活動します。
- ・ **事務局職員**（行政職）：**1名**
オンブズパーソン及び相談員の業務の補佐や、事務局の庶務等を担当します。

相談活動 (p. 20～25 参照)

- ・ 市内の 18 歳未満の子ども（在住・在学・在勤）のことであれば、誰でも相談できます。子ども、保護者、教職員、行政職員、その他の市民が容易にアクセスできるように、相談への入口を広く設定しています。
- ・ 電話受付は休日を除く月曜日から金曜日の 10 時～18 時です。そのほかの時間帯は、留守番電話や FAX で対応しています。
- ・ 初回の相談者がおとなである場合にも、できるだけその相談者を介して当該の子どもに会って話を聞いています。
- ・ 必要に応じて申立てを受け付けて調査を実施する用意のもと、相談に応じます。
- ・ 電話相談、または事務局や相談室「子どもオンブズクラブ」での面談により行います。子どものニーズに応じて自宅や地域に訪問することもあります。

調整活動 (p. 26～29 参照)

- ・ 相談活動の一環として、子どもの人間関係の修復・再構築のために、関係調整や関係機関との連携を行います。オンブズパーソンが子どもと子どもにかかわりのあるおとな（教員や保護者など）の橋渡し役となり、おとなに子どもの心情が伝わるよう建設的な対話に努める中で、「子どもの最善の利益」の実現のために、子どもにとってよりよい人間関係があらたにつくり直されていくことを目指します。

調査活動 (p. 40～49 参照)

- ・ 条例は、オンブズパーソンに、市の機関に対する調査権（条例第 11 条）、勧告及び意見表明権（条例第 15 条第 1 項及び第 2 項）を付与しています。
- ・ オンブズパーソンの調査活動では、子どもの人権侵害からの救済をはかり、「子どもの最善の利益」を確保するために、市の機関による主体的な取り組みを促し支援するとともに、再発防止策等の具体的な提案を行います。
- ・ 市の機関に対しては、「オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない」（条例第 8 条）と規定し、あわせて、勧告・意見表明の尊重義務（条例第 15 条第 3 項）を課しています。

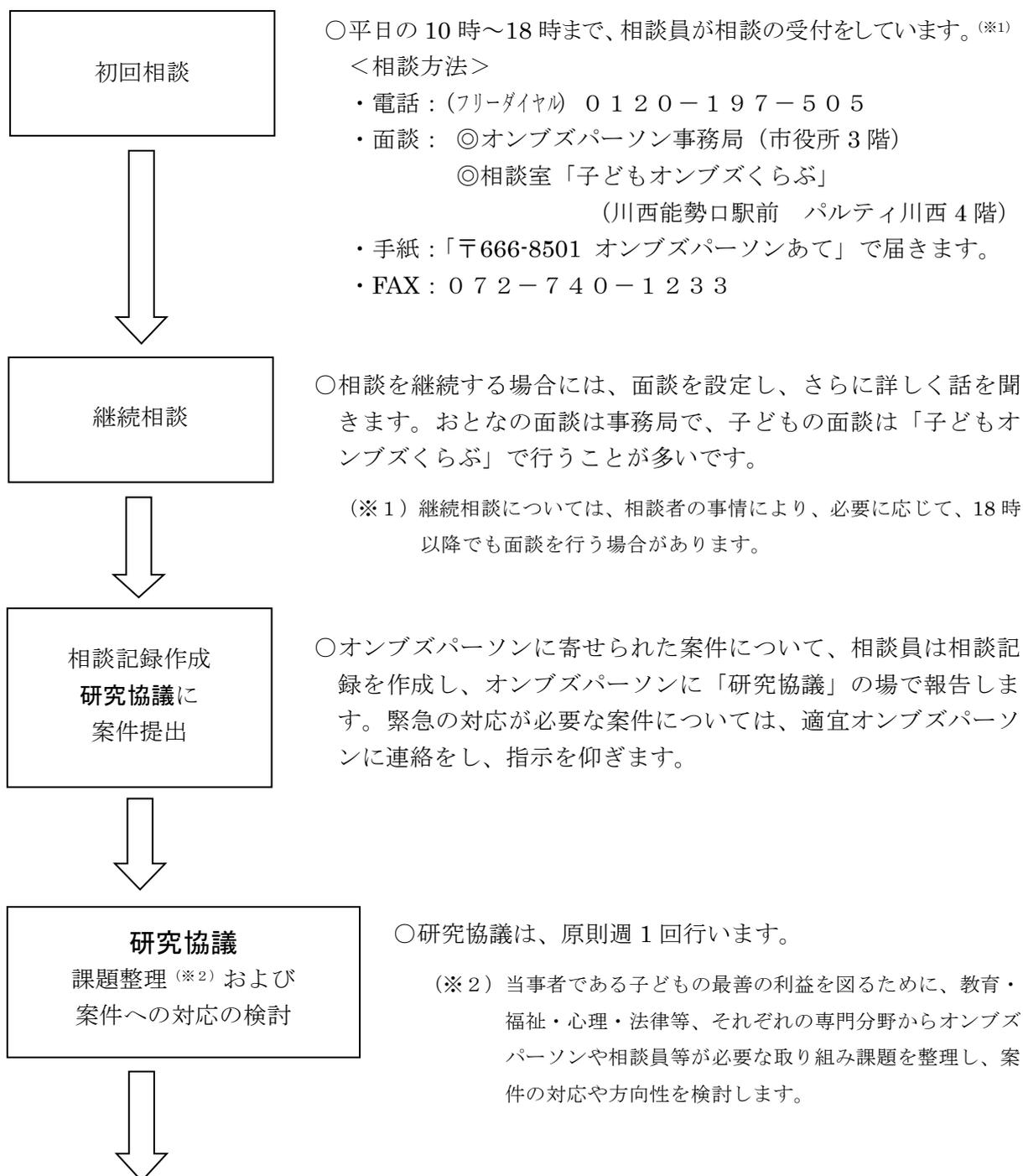
広報・啓発活動 (p. 52～59 参照)

- ・ 「子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること」（条例第 6 条第 2 号）というオンブズパーソンの職務に基づいて、広報・啓発活動に取り組んでいます。
- ・ 「市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努める」（条例第 21 条）としています。

オンブズパーソン会議と研究協議 (p. 62～64 参照)

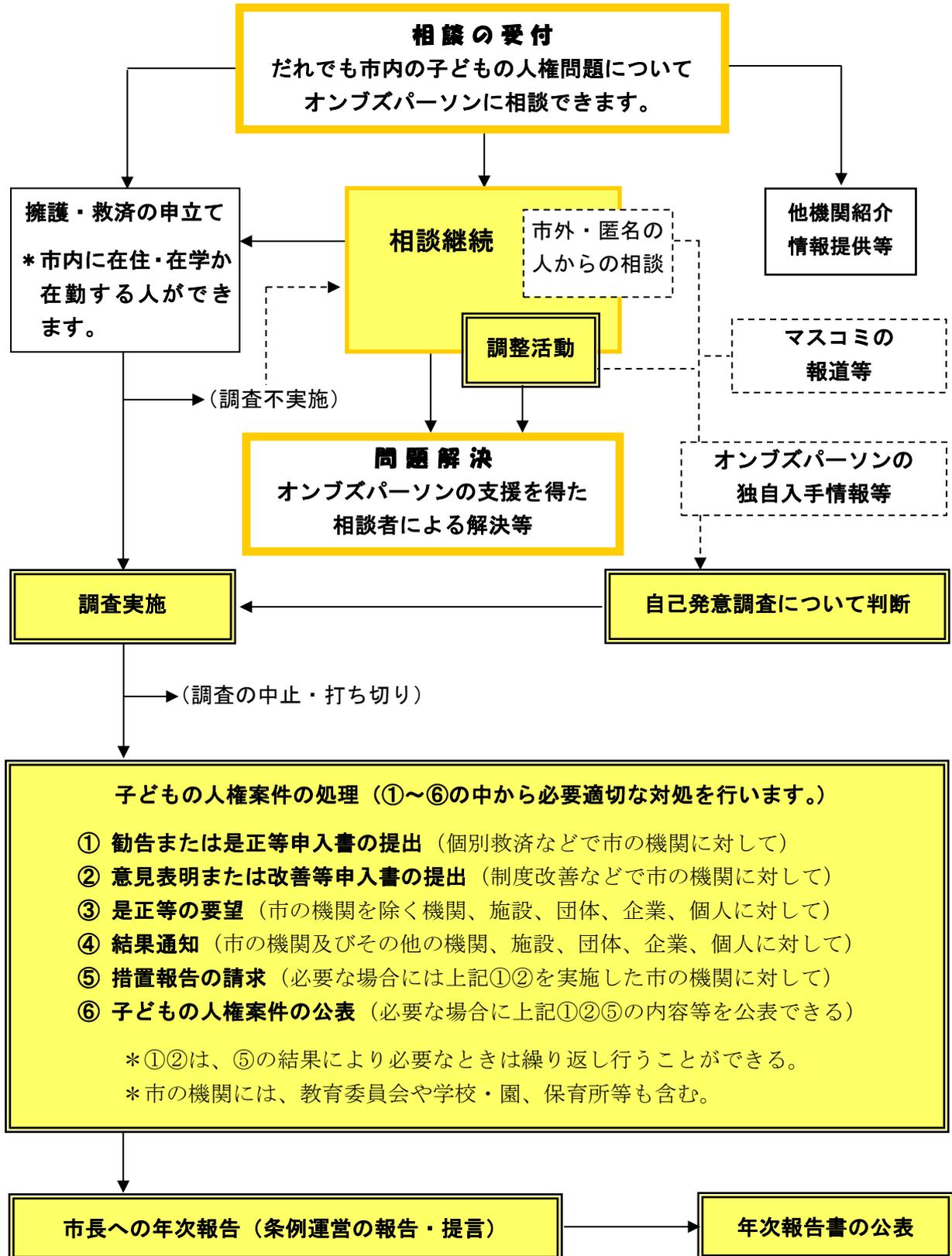
- ・ オンブズパーソンが条例の手続きに基づいて「オンブズパーソン会議」（原則公開）を開催し、重要事項はここで決定します。
- ・ 「研究協議（ケース会議）」（非公開）は、週 1 回の午後半日をかけて、受け付けた案件への対応等について、オンブズパーソンや相談員等が話し合います。

個別救済までの主な流れ



- ①相談継続（当事者自身による問題解決の支援）
- ②調整（当事者間の関係調整の支援）
- ③申立て → 調査 → 制度改善への提言など
- ④情報提供、他機関紹介など

川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ



Ⅲ

オンブズパーソンの相談・調整活動

2015 年次の相談状況

相談者の内訳

問題となっている事項及び関係

人と人をつなぐ「調整活動」

相談・調整活動の実際

相談員コラム

Ⅲ オンブズパーソンの相談・調整活動

2015 年次の相談状況

2015 年次の年間ケース数¹は 105 件（前年次 105 件）、うち新規ケースは 85 件、前年次からの継続ケースは 20 件でした。年間相談者数²は 170 人（前年次 161 人）、うちオンブズから働きかけた人は 20 人でした。オンブズの提案によって、関係機関が集まりケース会議をもつ機会もありました。また、年間相談・調整回数³をみると 952 回（前年次 867 回）となり、オンブズ制度を施行してから 17 年間のうちでも最多でした。このなかには、相談者の意向をふまえて学校・教育委員会（児童福祉所管も含む）等の関係機関に働きかけて、調整活動に取り組んだものも含まれています。

月別にみると、2 月、7 月、11 月に相談・調整回数が多くなっていますが、これは関係機関との連携やケース会議、相談者との複数回にわたるやりとりが必要となるケースへの対応が重なったためです（図Ⅲ-1）。

過去 5 年間の推移をみると、ケース数には大きな変動がみられないものの、1 ケースあたりの相談・調整回数が大きく増加しています。これは、問題状況が複雑かつ深刻になり、相談・調整活動が長期間に及ばざるをえないケースが増えているからです。このようなケースでは、子どもと長期的・継続的に関わるだけでなく、子ども・保護者・関係機関、ないしは子どもを取り巻く関係者間の調整をたびたび行う必要があります、それでも容易には解決にいたらないことが少なくありません（図Ⅲ-2、表Ⅲ-1）。

1 ケースあたりの相談・調整回数が多くなる事例が目立つようになったのは近年の傾向ですが、2015 年次では、子ども本人、保護者等、関係機関との相談・調整をすべて含めると、年間をとおして実質 100 回を超えるケースもありました。こういったケースについて、十分な対応を行う機関が整備されていない現状を、どのように考えていけばよいのかは喫緊の課題です。今後、相談室に閉じることなく、地域・家庭に向いて問題を整理し、解決していくソーシャルワークの実施体制の構築が望まれるところです。

なお、相談・調整活動とは別に、2014 年次より開始したオンブズの自己発意による調査案件 1 件について、2015 年次も調査を継続し、41 回（前年次からの通算で延べ 118 回）の聞き取り調査等を行いました（第Ⅳ章参照）が、これは上記の相談・調整回数には含まれていません。

¹ 「ケース数」とは、相談の対象となった子どもの数を表す。その合計を年間ケース数とする。

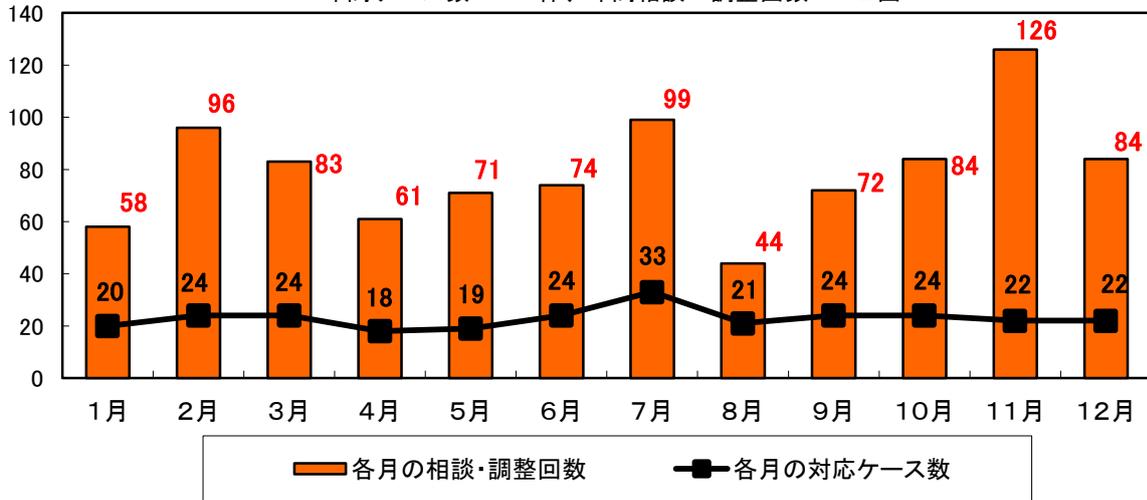
² 「相談者数」とは、当該子どものケースに関わった相談者の数を表す。その合計を年間相談者数とする。

³ 「相談・調整回数」とは、当該子どものケースに関わった相談・調整の回数を表す。全相談者の相談・調整回数の合計を年間相談・調整回数とする。

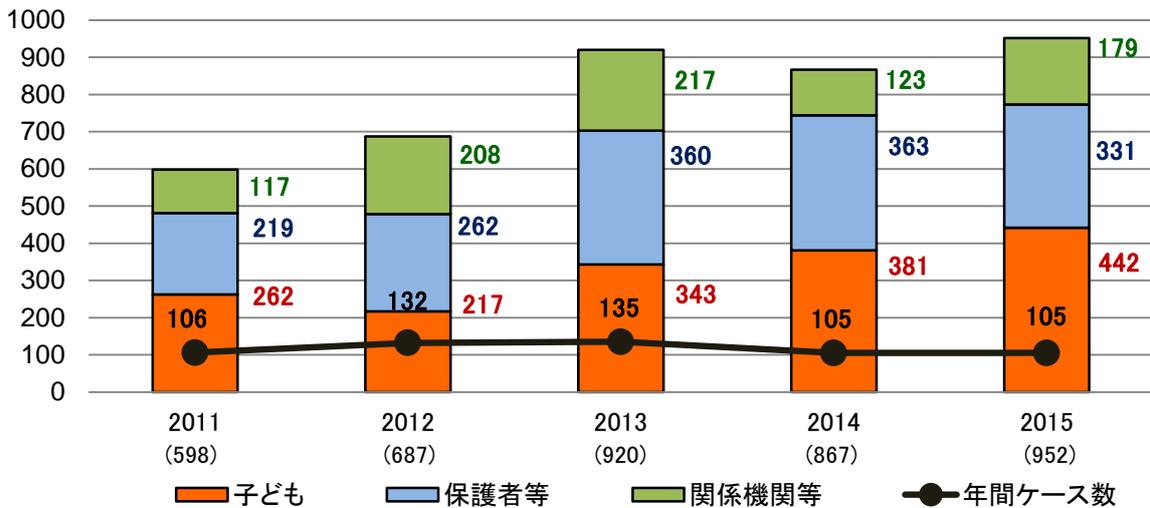
※たとえばある子どもについて、子ども本人と 5 回、保護者と 2 回、市教育委員会と 3 回面談をした場合、ケース数は 1 件、相談者数は 3 人、相談・調整回数は 10 回となる。

図Ⅲ-1 月別ケース数と相談・調整回数

年間ケース数：105件、年間相談・調整回数：952回



図Ⅲ-2 年間ケース数と年間相談・調整回数の推移(2011年～2015年)



表Ⅲ-1 1ケースあたりの相談・調整回数の推移(2011年～2015年)

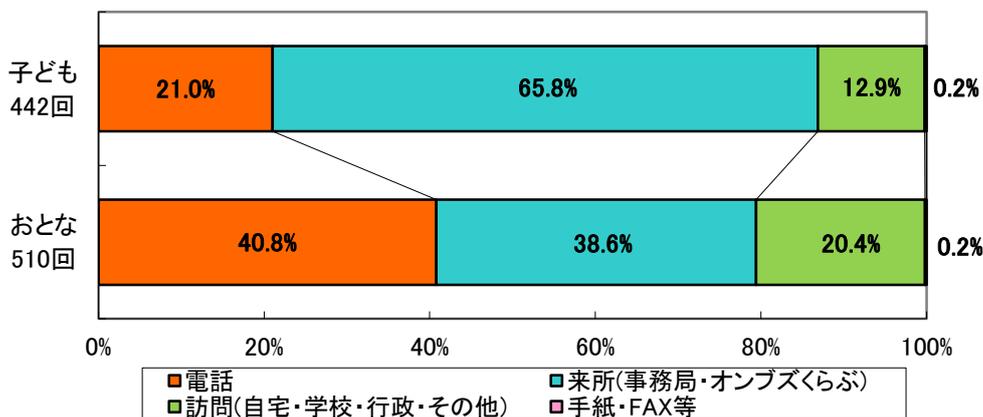
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
年間相談・調整回数	598	687	920	867	952
年間ケース数	106	132	135	105	105
1ケースあたりの相談・調整回数	5.64	5.20	6.81	8.26	9.07

相談・調整活動の形態と所要時間

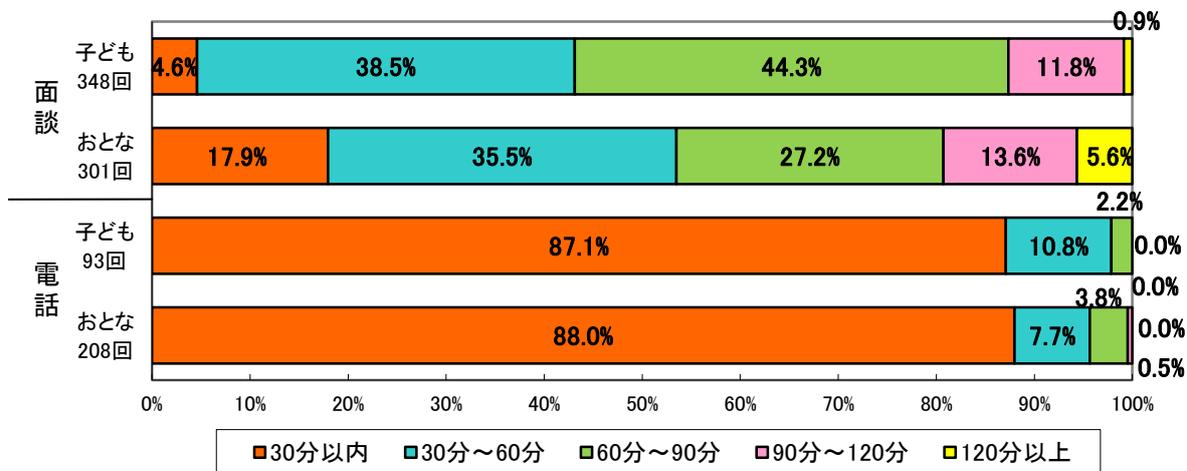
形態の内訳をみると、子どもは来所が多く、おとなは電話が多いという傾向がみられます。また、訪問については子ども（前年次：14回、3.7% → 2015年次：57回、12.9%）、おとな（前年次：37回、7.6% → 2015年次：104回、20.4%）ともに、前年次より大幅に増加しています（図Ⅲ-3）。複数の関係機関との密な連携が必要なケースや、訪問による面談を何度も重ねる必要のあったケースを反映しています。

所要時間を電話と面談（事務局、オンブズクラブ、訪問含む）にわけてみた場合、電話での相談は子どももおとなも90%近くが30分以内となっています。これに対し、子どもの面談では6割近くを1時間以上かけて行っています（図Ⅲ-4）。子どもと遊びやおしゃべりなども交えながらじっくりと面談を行うことで、安心して話ができる関係を築くことができ、子どもの気持ちを中心においた問題解決に向け、相談に取り組んでいくことができるためです。

図Ⅲ-3 相談・調整活動の形態



図Ⅲ-4 相談・調整活動の所要時間



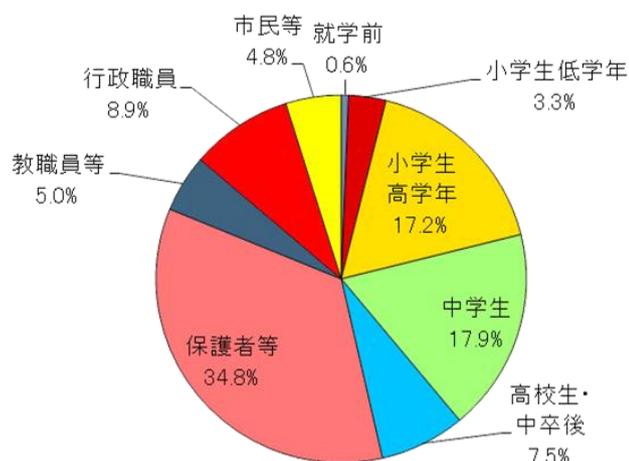
(注)手紙・FAX等は、省略。小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

相談者の内訳

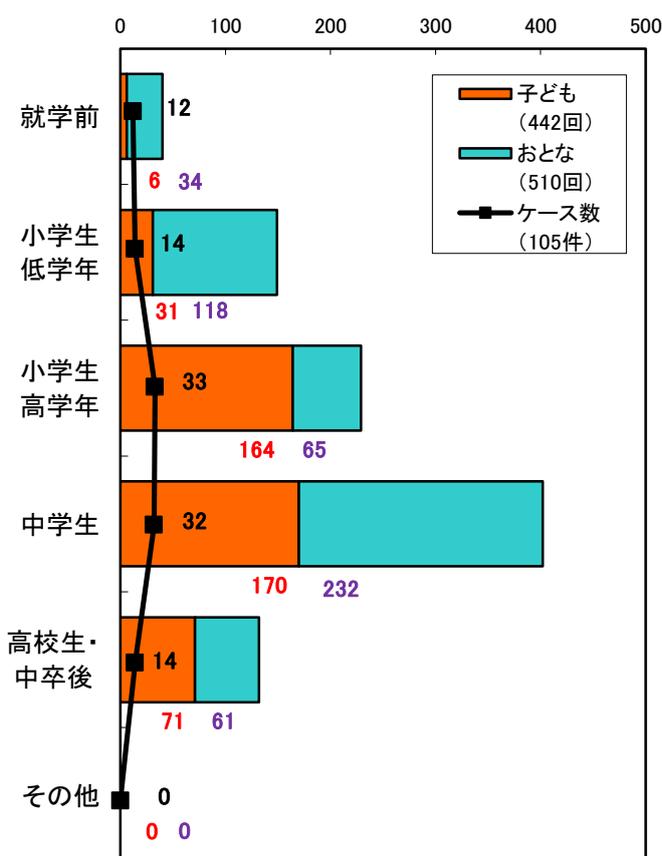
子どもの学齢別では、中学生・小学生高学年でケース数、相談・調整回数が多くなっています。家庭基盤の脆弱さ、家庭状況の不安定さを背景にして、学齢が上がるにつれ、交友関係でのトラブルや、学業面・進路選択での困難として問題が顕在化しているケースが少なくありません。おとなの相談・調整回数では、教職員等⁴、行政職員、市民等（民生児童委員や民間の福祉施設等の組織・団体を含む）が一定の割合を占めており、とくに行政職員、市民等については、子どもたちの抱える問題が複合的で多岐にわたることから、問題解決に向けた連携の必要性が高まっており、年々その比重が大きくなっています（図Ⅲ-5）。

2015年次の特徴として、小学生低学年、中学生でケース数に対するおとなの相談回数が顕著に多くなっています（図Ⅲ-6）。小学生低学年が多くなっているのは、複雑な家庭背景のもとで問題が生じているケースについて、家族間の調整を何度も行う必要があったためであり、中学生が多くなっているのは、学校との連携のみにとどまらず、福祉的な観点からも関係機関との調整が必要なケースがあったためです。

図Ⅲ-5 相談・調整回数の内訳



図Ⅲ-6 子どもの学齢別ケース数及び相談・調整回数



(注)「その他」とは、対象外のため他機関紹介や情報提供等を行ったケース。

⁴ 「教職員等」には、幼稚園教諭、保育士を含む。

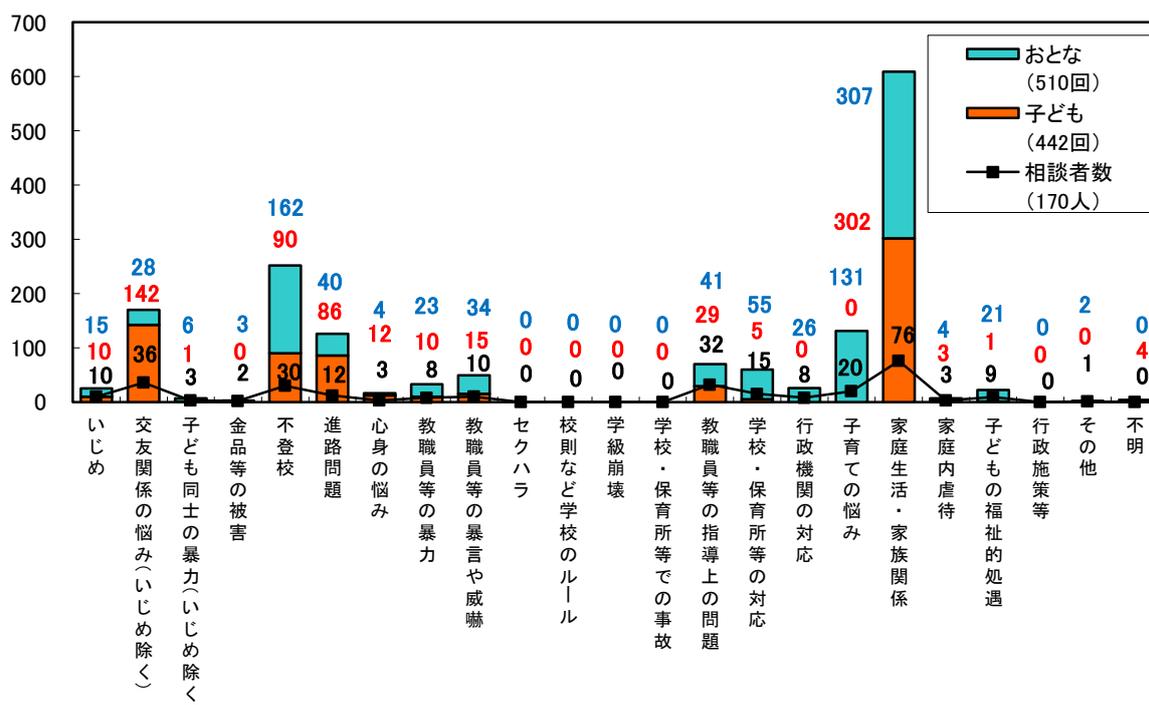
問題となっている事項及び関係

相談・調整活動において問題となっている事項の内訳をみると、「家庭生活・家族関係」が最も多く（子ども 302 回、おとな 307 回）、ついで「不登校」（子ども 90 回、おとな 162 回）、「交友関係の悩み」（子ども 142 回、おとな 28 回）となっています。とくに家庭生活・家族関係や不登校が問題となっているケースでは、長期的・継続的な関わりが必要であり、相談者ひとりあたりの相談・調整回数も多くなっています（図Ⅲ-7）。また、問題となっている事項を子どもの年齢別にみると、小学生高学年・中学生で「交友関係の悩み」「家庭生活・家族関係」に関するケースの多さが目立ちます（表Ⅲ-2）。

各ケースにおいて問題となっている関係をみると、「子どもと保護者・家族の関係」「子どもと学校・保育所・教職員等との関係」「子ども同士の関係」が総ケース数の中で多くを占めています（表Ⅲ-3）。学校での交友関係や学業・進路等に悩みを抱えていても、それを家庭で十分に受け止められない状況や、家庭基盤が不安定であるために家族で話し合うことすら困難な状況のもとで、ますます子ども自身が悩みを抱え込んでしまうケースも多くみられました。

2015 年次はとくに、子どもの生活状況を改善するために、学校に加えて行政機関や民間の福祉施設等と連携しながら、当該家庭にアプローチしていく必要のあるケースが目立ちました。深刻な状況に陥る一歩手前のケースに対し、オンブズが中心となってコーディネーター的に関係機関をつなぐ役割や、生活状況の改善のため家庭に直接関わる役割を担わざるをえなくなっています。こうした活動を積み重ねながら、制度のはざまに陥りやすいケースに対して支援体制を構築するべく関係機関に働きかけていくことが、今後の課題です。

図Ⅲ-7 問題となっている事項の内訳



(注) 相談者の「主たる訴え」に該当する一つをチェックし、その他にも具体的な訴えの事項が認められた場合に、それを「副次的訴え」としてさらに一つをチェックし、それを合算してグラフにした。

表Ⅲ-2 問題となっている事項の学齢分布（ケース数：105件）

問題となっている事項	子どもの学齢別ケース数 ※18歳以上を除く				
	就学前 (12件)	小学生 低学年 (14件)	小学生 高学年 (33件)	中学生 (32件)	高校生・ 中卒後 (14件)
いじめ	1	1	3	5	1
交友関係の悩み(いじめ除く)	2	8	16	14	5
子ども同士の暴力(いじめ除く)	-	-	1	2	-
金品等の被害	-	1	2	-	-
不登校	2	3	3	12	4
進路問題	-	1	-	10	4
心身の悩み	-	-	-	4	2
教職員等の暴力	3	-	6	-	-
教職員等の暴言や威嚇	1	-	6	1	1
セクハラ	-	-	-	-	-
校則など学校のルール	-	-	-	-	-
学級崩壊	-	-	-	-	-
学校・保育所等での事故	-	-	-	-	-
教職員等の指導上の問題	3	2	13	10	1
学校・保育所等の対応	2	2	4	11	1
行政機関の対応	3	4	-	2	1
子育ての悩み	3	5	7	9	4
家庭生活・家族関係	6	4	14	17	5
家庭内虐待	1	1	1	-	-
子どもの福祉的処遇	3	3	-	2	1
行政施策等	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	1

(注)ケースごとに、相談者の各回の「主たる訴え」及び「副次的訴え」として挙げられている事項をチェックし、総ケース数 105 件のなかで、子どもの学齢別にどの事項に関するケースが何件あるかをカウントした。

表Ⅲ-3 問題となっている関係（ケース数：105件）

関係性	主たる関係		副次的関係		合計	
	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)
子ども同士の関係	49	46.7%	22	21.0%	71	67.6%
子どもと学校・保育所・教職員等との関係	42	40.0%	38	36.2%	80	76.2%
子どもと保護者・家族の関係	41	39.0%	42	40.0%	83	79.0%
子どもと行政機関との関係	2	1.9%	3	2.9%	5	4.8%
子どもとその他のおとなとの関係	5	4.8%	5	4.8%	10	9.5%
保護者と学校・保育所・教職員等との関係	7	6.7%	16	15.2%	23	21.9%
保護者と行政機関との関係	1	1.0%	7	6.7%	8	7.6%
保護者同士の関係	4	3.8%	3	2.9%	7	6.7%
子どもをめぐる家族の関係	6	5.7%	11	10.5%	17	16.2%
子どもをめぐるその他おとな同士の関係	0	0.0%	6	5.7%	6	5.7%
その他	1	1.0%	-	-	1	1.0%
副次的関係なし/不明	-	-	61	58.1%	61	58.1%

(注)ケースごとに、相談者の各回の相談・調整における「問題となっている主たる関係」「問題となっている副次的関係」をカウントし、総ケース数 105 件のなかで、各関係に関わるものの割合について示している。

人と人をつなぐ「調整活動」

調整活動とは

オンブズパーソンが相談の一環として取り組む重要な活動に調整活動があります。調整活動とは、「子どもの最善の利益」を図るために、オンブズパーソンが子どもに関係する教員や保護者などに直接出会う、子どもの代弁（アドボカシー）に努め、関係するおとなと建設的な対話に入るための環境づくりにあたることです。相互の人間関係のつくり直しを支援し、必要に応じて関係機関との連携も行っています。子どもの立場で、子どもを取り巻く人々や環境に働きかけ、人と人をつなぐことに主眼をおいています。

オンブズパーソンは関係機関から一定の独立した公的第三者機関として位置づけられていることによって、子どもを中心にして関係する人々や機関をコーディネートしやすい仕組みになっています。

調整活動では、個々の子どもが置かれた状況に即して、例えば以下のような取り組みを進めています。

- ◇ 子どもと保護者、子どもと教職員、保護者と教職員など、子どもを取り巻く人間関係において、意思疎通がうまくいかない場合に、オンブズパーソンが両者の間に立って、お互いの気持ちを橋渡しする。
- ◇ 学校や教育委員会（児童福祉所管を含む）など関係機関と連携し、当該子どもの理解と今後の支援の方向性について話し合う。

子どもに関係するおとなが対話を積み重ねることにより、子どもの置かれた状況について共通理解を図り、子ども中心の支援を展開することができます。

子どもの安心の回復のために

子どもに関する問題が起きた場合は、子どもと周りのおとなや、周りのおとな同士で、意思疎通が難しくなり関係不全に陥っていることが少なくありません。子どもを支援するために、周囲のおとなが対立的な関係ではなく、お互いに信頼し合い、つながり合える関係を再構築していくことが必要です。関係調整のプロセスでは、オンブズパーソン立ち会いのもと、当事者同士（子どもと教職員等）の直接の対話の機会を設け、双方がお互いの考えや思いを聞き合うことにより、相互理解を促し、問題の打開を図っていきます。

子どもの人権侵害は、子どもの身近な人間関係において起きています。そのため、子どもを取り巻く人間関係がよりよくつくり直されていくことが、子どもの安心の回復につながっていくのです。

相談・調整活動の実際

相談・調整活動の実際について、2015年次の事例に基づいて紹介します（事例の内容は、個人情報保護の観点から一部加工しています）。

【面談で子どもの思いをしっかりと聞き、解決への一歩を支えた事例】

Aさんの母から、子どもが学校に行けなくなり、子どもにどう接したらいいかわからなくて困っているという相談を受けた。本人に学校に行けない理由をいろいろと聞いてみても、どの理由も学校に行けないほどのものとは思えず、母としてAさんがどうして学校に行けないのかわからない。そのような思いのなかで、学校に行かなくなった当初は、強引に連れていこうとしていたのだが、次第にAさんは応じなくなり、家から出なくなってしまう。母は仕事に出ている、一日中一人で家に閉じこもっているAさんのことが心配で、この状態がいつまで続くのかと先が見えずに強い不安を感じていた。母の相談を聞いて、Aさんから直接、話を聞かせてもらおうと、Aさんにも面談に来てもらった。

初めのうちはなかなか打解けず、自分のことも学校に行かなくなった理由も話さないまま、面談にはなんとかやってくるというAさんだったが、面談を重ね、相談員との関係ができてくると、家のなかでの日々の出来事や、好きなアニメのことなどを話すようになり、面談にも進んで来るようになった。無口に見えたAさんは、実はとても話すことが好きで、日常のエピソードや楽しんでいるアニメの内容を詳細に話してくれるうえに、その一つひとつに加えるAさんのコメントが何とも鋭くシュールで、一見おとなしそうに見えるAさんとのギャップが面白い。そのことに相談員が驚き、一緒に面白がると、Aさんは「こんなふうに自分の話を聞いて笑ってくれる人に初めて出会った」と、いきいきした表情で言う。

このようにして相談員との信頼関係が生まれてきてから、Aさん自身も学校を長く休み続けていることへの不安を話すようになり、学校に行こうと思っているけれど、その一歩をどう踏み出したらいいのかわからないと話しはじめた。そこで、どのようにしてクラスに戻るのがよいかを一緒に考え、担任の先生や母の協力も得ながら、具体的なステップを少しずつAさんのペースで進めた。そのように模索している間も、Aさんはオンブズでの面談に通い続け、学校での出来事を相談員に話すなかで自分の思いを整理し、それを実行に移すことを繰り返した。そうして次第に教室で過ごす時間が増え、その後、Aさんは毎日登校するようになった。

当初、Aさんは自分の思いをしっかりとやりとりできる関係を周囲に見つけられず、思いをためこんで、おまけにその不安や不満を自分のなかで反芻^{はんすう}してしまうために、さらにしんどくなるという状況にあった。安心して自分の思いを話せる関係をつくり、自分の気持ちをしっかりと受けとめてもらって、整理していくなかで、ようやく前向きに一歩を踏み出すことができるようになったと考えられる。

子どもと周囲との関係をこうして調整する仲介役になるというのも、オンブズの大事な仕事だと改めて思わされた事例だった。

【子どもが安心して相談できる環境整備を行った事例】

「Bが学校で問題を起こしたため、学校から呼び出されたが、何を考えているのか分からないし、手に負えない」、とBさんの母から相談があった。Bさんはこれまでもトラブルを繰り返している。その都度、父母はBさんを叱ってきたが改善が見られない。今回のことが躰の厳しい父に知られたら、Bさんは殴られるかもしれないが、反省を促すにはそれも仕方がないと母は言う。Bさん自身も困っているのではないかということをお母さんにお伝えし、Bさんにオンブズを紹介してもらい、Bさんと母、それぞれの面談を続けた。

Bさんとの面談では、父から日常的に暴言暴力を受けている様子が話されたが、誰も父を止められる人はいないと諦めており、いつものことと受け止めているため、そのことに関して相談する必要性まで感じていない面も見受けられた。担任は話しやすく学校での困りごとは相談できているが、先生に家のことを相談すると、そのことが父に伝わり、自分がより窮地に立たされるのではという不安が強く、先生に家での自分の境遇について相談することを極端に恐れている面もあった。

母は、父のBさんに対する躰が行き過ぎであることを心配している面もあるが、そのことで父と衝突することを恐れており、自分が事態を打開できるとは感じられず、諦めているようだった。また、問題行動を注意しても改善しないのだから、厳しい態度を取る必要があるとも話していた。そんな状況下で、Bさんは家に居づらく、頻繁に出歩いており、その中でトラブルが起こっていた。

Bさんの問題行動は家庭内の不安定さからくるところが大きいですが、父母はBさんの問題として、厳しい躰を行っている状況が見受けられ、またそのことについてBさん自身誰にもSOSを出せずに不安定な中で生きている様子がうかがえた。オンブズが把握した問題状況について、母にお伝えするとともに、学校の先生に家庭内での状況を理解してもらい、Bさんが安心してSOSを出せる環境を整備する必要があると感じ、Bさんと学校の間をつなぐ場を設定した。

オンブズ立会いの下、担任の先生に相談する場では、最初は緊張して言葉が出ない様子のBさんだったが、担任の先生から優しく話しかけられると、ポツリポツリと自分のしんどい状況について話し出し、今何か学校にしてほしいことがあるわけではないが、自分の思いを知っておいてほしいこと、また何かあれば相談したいことを、自分から直接担任の先生に伝えた。先生からは、家庭内での様子は気になっていたが、なかなか見えにくいところがあり心配していたこと、しんどい時はいつでも相談してほしいこと、一緒に考えたいと思っていること、Bさんの了解を得ずに勝手に相談内容を父母に伝えることはしないことを、丁寧に伝えてくださった。担任に自分の一番しんどい境遇について相談し、しっかりと聞き受け止めてもらったBさんは、何か家庭内で困ったことがあれば、今後は先生に相談できそうであると話すようになった。

家庭内でのしんどさについてSOSを出せずにいた子どもと学校をつなぎ、子どもが安心して相談できる環境整備を行った事例だった。

【先生に子どもの思いを伝えることを後押しし、関係の橋渡しを行った事例】

Cさんが、クラスのグループや部活でなじみきれずしんどいとお母さんと一緒にオンブズへ相談にきた。夏休み中の相談だったが、2学期に入ってから、Cさんは学校を休むようになった。Cさんと継続して面談をすることになり、その中で話を聞くと、もともと自分に自信が持てなかったところ、友だち関係でもなんとなく置いていかれたり、話題に入りきれなかったりして、人からどう思われるかがますます気になるようになってしまったという。

相談を継続するなかで、Cさんからも新学年から学校に戻りたいという希望が出てきたのだが、学校復帰後に周りからどう見られるのか、また勉強の遅れを取り戻せるのかが気になるという。そこでCさん自身でできることを一緒に考えたところ、仲のいい子と過ごすことができれば周りからなにか言われても大丈夫だということで、春休みの内に何度か友だちと遊ぶ作戦を立てた。ただ、勉強への不安については、Cさんの力だけではなかなかうまくいかなかった。

Cさんは、学校のなかで安心できる関係や場所がもてず、手ごたえを感じられるものが日々の生活のなかになくて、自信を失ってしまっていた。人との関係のなかで、達成感を感じられる経験が大切だと考え、Cさん自身が手ごたえを感じられる活動や、外につながっていける活動を面談のなかで探していった。学校に戻ることに向けては、まずは学校の先生に気持ちを分かってもらうことが、Cさんの安心につながるのではないかと考えた。

そこでオンブズは、勉強への不安も含めて、先生に相談することをCさんに提案した。するとCさんは「やる」とはっきりと力強く答えたので、Cさんと学校での話し合いに向けて、先生に伝えたいことなどを一緒に整理した。

こうして実現した学校との話し合いでは、Cさんは面談の中で整理したことを自分で伝えた。先生たちはCさん自身が頑張ろうとしていることを理解し、それでも不安なことについては一緒に考えてくださった。先生が力になりたいと思ってくれていることがCさんにも伝わり、また、自分の力で思いを伝えられたことで、Cさん自身もどこか誇らしげな表情をしていた。

自分で直接伝えられたという自信、分かってもらえたという安心感が、Cさんの新学年からの一歩につながった。新学年から登校したCさんは、一緒にいられる友だちができ、先生からも気にかけてもらえていると感じられるようになった。学校復帰後も進路や友だち関係などで悩みがないというわけではないものの、自分でなんとかできそう、周囲に相談していけそうということで、意向を確認して終結へ向かった。

オンブズの後押しを受けて、子どもが自分の思いを自身の力で伝えられたことが、学校での安心感や自信につながり、その後の学校生活を送っていく力になった事例だった。

暮らしのなかの暴力と平和

チーフ相談員 渡邊 充佳



戦後 70 年目を迎えた 2015 年は、「戦争」や「平和」をめぐって、さまざまな議論が交わされました。

「戦争をすることがよいことか？」とたずねられれば、「よいことだ」と答える人は、まずいないでしょう。私たちは、マンガや映画、学校での平和学習などのさまざまな機会を通じて、戦争を体験したたくさんの人たちの思いや願いにふれることができます。

いっぽうで、「平和」という言葉は、どこかイメージしにくい、つかみきれないもののように感じられます。素朴に考えると、海外では悲惨な戦争がくりかえし起きているけど、日本では 70 年間、戦争が起きていないから平和なんだということになるのかもしれませんが。

はたして、戦争さえなければ、私たちは日々を平和に暮らせているといえるのでしょうか。生きづらさを抱える子どもたちや家族とじかに関わる仕事をさせてもらうなかで、そんな問いがふと、頭をよぎります。

いまこの瞬間に、自分の頭上から爆弾が落ちてくるわけではない。

家の外で銃弾が飛び交っているわけでもない。

それでも、日々の生活のなかで、暴力におびえ、安心して過ごせる場所や人とのつながりを持たずにいる子どもたちは、決して少なくありません。

自分より立場の弱い人に暴力をふるうというコミュニケーションのかたちを身に付けてしまい、自分の存在を丸ごと認めて受けとめてほしいのに、周りの人とつながれず、もがき続けている子どもたちもいます。

自分の将来に明るいイメージが持てず、これから自分はどうなってしまうのか、生きていてもいいのだろうかという悩みを深める子どもたちもいます。

子どもたちの生きている世界が、本当に平和を感じられるものになっているのかと、思わずにはいられません。

日本では 70 年間、戦争は起きませんでした。

しかし、おとなの世界でも、子どもの世界でも、日々の暮らしのあちこちに、さまざまな私たちの暴力が存在します。

このような状況下では、暮らしのなかの平和はいつ脅かされても不思議ではありません。

日々の暮らしのなかにひそむさまざまな暴力に目を向け、暴力によらない対等な人間関係を

きずき、問題が起きた時には話し合いで解決するという文化をつくっていくこと。それが、私たち自身の手で平和な未来を守り、育んでいくことにつながるのではないのでしょうか。

問題が起きた時に、当事者それぞれの至らない点を責め合うのではなく、未来をみすえて、話し合いで解決すること。それは、オンブズが子どもの問題解決をお手伝いするときにもっとも大切にしていることでもあります。

子どもたちが平和に、そして幸福に暮らせる社会をつくること。オンブズでの日々の活動が、ささやかでもそのための確かな一歩につながればと思っています。

* * * * *

正しい道なんて、人それぞれ

相談員 村上 裕子



社会全体で先が見えにくくなっている今日、オンブズで出会う子ども・おとな、いろんな人と、「進路」について話す機会が増えた。

あなたは何になりたいですか？ 将来の夢は？ 将来設計は？

平々凡々な家に育ち、内弁慶でボーっとしていた私。中3になり、将来についてなんていう話を学校で聞かれるようになり、たじろいだ。シャイな私にとって、担任との進路相談では正直に言えない、現実離れした憧れの職業はあった。でも、どうやってそこにいけるのかは全く分からなかったし、まだ先のことと思っていた。一方で、有名なスポーツ選手や芸能人は、15くらいの時に、その夢に向かって飛び込んでいったなんて話。そう聞くと、言いようのない不安感。「私の夢は？」「私はほんまは何がしたいの？」早く将来設計をしないと乗り遅れる。でも、とてつもなく現実離れした憧れ以外は思いつかないし、どうしたらいいんだろう。ちゃんとしなきゃ、でも分からない。

高校を卒業する時、憧れの道に進もうとして、東京にある大学に行きたいと、これまたフワフワ宙に浮いた話を母にして、あっさり却下されてしまった。ひとまず、野望は胸に(?)、もう少し現実的な進路選択をしたけれど、ずっと「進路」と「将来の夢」という言葉に捕らわれて、言葉にできない焦りや不安があったように思う。きっとけっこういいおとなになるまで、そんな感じでモヤモヤしたままだった。もちろん、その間にもいろんな出会いをして、歩を進めてきたのだけれど。

父は団塊の世代。「イケイケどンドン」で進んできた仕事人間。「終身雇用」や「大手企業」の信奉者。私のためを思って、それが正しい道だと伝えてくれていた。そんな父に、反抗しまくった思春期時代。でも一方で、その価値観はかなり一般的で広く社会にも蔓延していたし、どこかで私にも影響していたように思う。

かなり遅いだけれど、元来のんびり屋の私は、ようやく今頃になって、自分が大切に感じていたパーツパーツが繋がって、自分の価値観にあった仕事にたどりついたように思う。もちろん、それで全て安泰、ノープロブレムってわけじゃないけれど。

中3の頃からオロオロし出し、今頃になってようやくその不安から少し離れて、自分の見方が出来るようになるまでには、もちろんたくさんの出会いと、そこからくるカルチャーショック、そして紆余曲折があった。前置きが長くなってしまったけれど、ここでそれらの出会いのいくつかを紹介したい。

カナダ留学時代に、お手伝いさせてもらったメープルシロップ売りのオーナー。青空市場でメープルシロップやその関連商品を売るそのおじさんは、茶目っ気たっぷり、いつも悪ふざけしているような人。寒い日も、朝から夕方まで働き通し。全然おしゃれじゃないビール腹のそのおじさんは、若い頃、美容師だったらしい。どうして美容師を続けなかったのか聞くと、指が太すぎて、ハサミがうまく握れなかったからあきらめたなんて、これまた本当か冗談か分からないような話。冗談ばかり言う明るく優しいそのおじさんは、市場でも人気者だった。ある時、そのおじさんのホームパーティに仲間でお邪魔させてもらった。おじさんの家は、中心街から車で30分くらいの郊外。おじさんが自分で建てたという明るく広い家で、おじさん家族と団らん。夕飯後は、おじさんの庭でキャンプファイヤー。火を囲んで、みんなで談笑した。決してそのおじさんは、一般的に「社会的地位の高い」と言われる職業についているわけでも、裕福だったわけでもないけれど、火の明かりに照らされ、大好きな奥さんや私たちと談笑する彼は、とても幸せそうだった。「幸せって何だろう」。父の価値観がどこかで私を縛っていた。自分が嫌がっていた価値観に縛られていたことに、真正面から気づかされ、啞然とした。

私は留学していた頃、カナダが大好きになり、ずっとカナダに住んで働きたいと思うようになった。結局いろいろ模索した結果、自分のしたいこととのバランスで、日本に帰ることにしたのだけれど。ちょうど留学最後の年、進路に悩み葛藤している頃、新しく出会った香港系カナダ人の友達。彼女はトロント大学の大学院で環境について学び、将来は大好きな香港に帰って、教師になりたいと思っていた。半分カナダ人ではあるけれど、カナダ人としてのアイデンティティがないと話していて、そして都会っ子の彼女は、トロントと比べて田舎なオタワのことも嫌っていた。でも、自分がしたいことを選び、トロントからオタワに引っ越してきて、環境省で働いていた。「そのうち香港に帰る」。何とかカナダ

での道を模索する私とは裏腹にそんなことを言っていた。「そう言っている人が残って、私みたいに何とか残りたいと言っている人が、結局帰るんだよ」。冗談半分、本気半分で言っていた言葉が、現実になった。今その友達は、自然豊かなオタワでの暮らしが気に入り、そして自分の仕事にやりがいをもって、新しい仲間と充実した日々を送っている。私の好きな言葉に、” Remember that sometimes not getting what you want is a wonderful stroke of luck.”（あなたが欲しいものを得られないということは、時としてすばらしい幸運のめぐり合わせであることを忘れないように）というのがある。その通りだと思った。

最後にもう一人。学生の頃、お金はないけれど、旅行をすることが好きだった。ボーっとして浮世離れした似た者同士の親友と一緒に、お金を貯めては貧乏旅行に出かけていた。お金がないので、北海道で、初めてドキドキしながらユースホステルに泊まった時、同じくらいの歳の自然ガイドをする若者三人と仲良くなった。その三人で、小さな自然ガイドショップを経営していた。代表を務める寒いギャグがお得意の友人。彼は、サッカー一筋で、教育大学に入り、夢はサッカー部顧問だったらしい。ひよんなことから、ゼミの先生に導かれ、カヌーをするようになり、そして、アウトドアの道を進むことになったそう。そのユースホステルでヘルパーをしていた頃、そのオーナーに背中を押され、友達二人と、北海道のアウトドアを紹介する会社を立ち上げ、もうそれから十数年。今は、メンバーの一人と結婚して、家庭を築き、家族経営で自然ガイドと雑貨のお店を開いている。彼らも、自分たちで家を建て、自然と共に暮らしている。かっこよくおしゃれな生活だけれど、お湯が出ない家で、全てを水でこなし、近くの銭湯に通う彼らの生活は、一方で不便でもある。

結局、正しい道なんてない。それは、人それぞれ。自分が何がいいなと思うか、何を幸せに感じるか、そこから繋がっていくしかないのだと思う。

私のように、どの道に進むのか分からず悶々としている人は、まず自分が「楽しいな」「好きだな」と思う方向に行ってみたらいいのではないだろうか。それも分からないということであれば、まず「ましだな」とか「嫌じゃないな」と思うところから始めてみたらいいと思う。出会いを大切に。いろんな出会いを通して、自分の大切にしているものが見えてくることもあると思うから。そして、いっぱい壁にぶつかってきた私から伝えたいことは、引き返すことも方向転換することもありだよということ。そして、全く問題がないところはないのだから、踏ん張れそうなら、石の上にも三年、とは言わず一年でもいいから、まず踏ん張ってみてほしい。意外に、またそこから広がる世界も、きっとあるから。

一歩踏み出すちょっぴりの勇気

相談員 平野 裕子

私は子どもの頃、絵本を読むのが大好きでした。けれど、ある年齢を越えてから、本は読んでも絵本を読むことが少なくなりました。おとなになって、子ども向けのものだと思っていた絵本をあらためて読んでみると、なんだかほっこりした気持ちになったり、子どものときにはなかった発見があったり。今回のコラムでは、私のお気に入りの絵本を一冊紹介したいと思います。それは『おとなりさん』（作・きしまゆこ／絵・高島純）というかわいいお話。まず簡単に内容を説明してみます。



森の奥に2軒の家がたっています。赤い屋根の家にはにわとりが住んでいて、隣の青い屋根の家には誰も住んでいません。にわとりはひとりで気ままな暮らしをしています。ところがある日、隣の青い屋根の家に、誰かが引っ越してきました。ひとりは気ままでよかったけれど、ちょうど退屈さも感じていたので、にわとりはよろこびました。にわとりはおとなりさんに会えるのを楽しみに待ちます。けれど、ぜんぜん「おとなりさん」に会えません。次の日も、次の日も、今日こそは！と待ちます…。でも会えません。そうになると、にわとりはいろいろ考えだします。引っ越してきたんだから「むこうからあいさつにくるべきだよ」と腹を立ててみたり、「ひっこしでつかれてねこんでいるのかな？」と心配してみたり、「ひとりのほうがきらくだもんね」と強がってみたり。でも最後には「いっしょにあそぶとたのしいだろうなあ」という正直な気持ちが盛り上がってきて、「やっぱり、あいたい！」と思います。そこで会いたいという気持ちを込めて、「うちにあそびにきませんか」と手紙に書き、青い屋根の家のドアにはっておくことにしました。

その日、夜になってにわとりが寝てしまってから、青い屋根の家のドアがひらいて……。出てきたのはなんと！ふくろうです。ふくろうもふくろうで、引っ越してきてからずっと隣にあいさつにいていたのにすれ違っていました。にわとりとふくろうでは生活時間がまるっきり違うのです。ドアにはられた手紙を見つけたふくろうはおよろこび。「ぜったいいきます」と返事をかき、赤い屋根の家のドアにはりました。

次の朝起きたにわとりは、返事を見てとてもよろこんで、身じたくして、料理をして、部屋を飾りつけて待ちます。待ちます。待ちます。……。でも、日暮れになっても誰も来ません。一方、ふくろうはふくろうで、いつもより早く起きて、日が暮れて暗くなるのを待ちます。待ちます。待ちます。……。でも、なかなか日が暮れません。そうしてにわとりもふくろうもあきらめかけますが、最後に、にわとりは「もうこないかな？でも、ちょっとそとをみてみよう」と思い、ふくろうは「もういいかな？ちょっとそとにでてみよう」

とあって、一歩ドアの外に出てみました。そこでにわとりとふくろうはやっと出会います。

この小さなほほえましいお話は、にわとりとふくろうのやりとりを通して、人と人の出会いやコミュニケーションに大切なことをそっと伝えてくれているように思います。人間の世界でも、コミュニケーションの大切さや難しさがいろいろなところで話題になり、上手くいなくて悩んだり、しんどい思いをしたり。でも、コミュニケーションの基本は、難しいことではなく、特別なスキルでもなく、出会いたい、関わりたいという気持ちが一番大切なんだなあと、あらためて思います。

すれ違うこともあるけれど、お互いにちょっぴり勇気を出して一歩踏み出してみることで開けてくる世界がある。現実の世界では、こんなにうまくいくとは限りませんが、「相手のことを思いながら一歩踏み出す」という気持ちが人との出会いの中心にあるということを知ってくれる絵本です。私も日々の人との出会いのなかで、こういう気持ちを大切にしたいと思っています。

* * * * *

そのままが、おもしろい

相談員 船越 愛絵



わたしには好きなものがたくさんあります。ベンチからイヤリングまで（決してうまくはないけど）いろいろなものを作ること、庭いじり（肥料などを混ぜ合わせて、うまい具合にふかふかの土をつくれた時はたまりません）、洋服の毛玉とりや靴みがきなんかの地道な作業、などなど。いつから好きなんだっけ？と思えば、小学生のころから好きなものがほとんど変わっていないことに気がつきました。けれどもひとに堂々と「これが好き」と言えるようになったのは……たぶん、高校 2 年生ぐらいから。それまでは、好きなものはなに？なんて話題になると、なんだか喉がつまるように感じて、結局あいまいに笑ってみんなと同じようなものを答えていました。引っ込み思案な性格もあったけれど、奥のほうには小さく、ぼんやりと、怖い、という思いがずっとありました。

どうして怖いのかなんてつきつめて考えることもなく、当時はよく分からないまま。そのうちあんまり怖さを感じなくなっていき、そんな思いも記憶の底のほうに沈んでしまいました。けれどずっとあとになってから、あるお話を読んで、そうそう、こんな感じだっ

た！と当時のことを思い出したのです。今回のコラムでは、そのお話について紹介したいと思います。それは「Papa told me」（著：榛野なな恵）という漫画のなかのお話です。

主人公の知世（ちせ）ちゃんは小学生。かしくくて、自分の意見ははっきり言う、おとなっぽい女の子。早くにお母さんを亡くし、作家のお父さんとふたりで暮らしていて、お父さんのことが大好きです。

ある日、ひよんなことから知世ちゃんは、はとこ（親のいとこの子ども）の強（つよし）くんと出会います。内向的でおとなしいけれど、実は芯の強い一面も持つ強くんは、どこか知世ちゃんと似ていて、ふたりはすぐに仲よくなります。知世ちゃんの部屋に案内された強くんが見たのは、たくさんのぬいぐるみ。「みんな私のちっちゃい頃からの大切な友達」という知世ちゃんに、強くんはどこかさびしそうに笑います。実は強くんにも同じように大切なクマのぬいぐるみ、クマゴローがいたのですが、ある事情でいなくなってしまったのです。

それは知世ちゃんと出会う前のこと。ある朝、強くんの部屋でクマゴローを見つけたお母さんは「どうしていつまでもこんなもの持ってるの？ 男のコなのに恥ずかしいでしょ？」と言いました。強くんはそれでも、見えないところにしまっておくからと、クマゴローを捨てたくない気持ちを伝えます。しかしその日学校から帰ると、クマゴローがいなくなっていました。必死で探しても見つからず、とうとうお母さんにクマゴローはどこかと尋ねます。するとお母さんはこともなげに答えたのです。「捨てたわよ」と。

この話を聞いた知世ちゃんは大激怒。強くんの気もちに共感して、涙をぼろぼろこぼします。そして、捨てられてしまったクマゴローはきっと誰かにひろわれて、今ごろはすてきな家でのんびり暮らしているよ、と強くんをなぐさめてあげるのです。はじめてこんなに気もちをわかってくれるひとに会った強くんは、ずっと抱えてきた、誰にも言わなかった気もちをぼつぼつと話しました。

「クマゴローがいなくなった時 僕の世界のはしの方がくだけたみたいな気がした」
「かけらをくっつけてももう元通りにはならないんだ 僕 気がついたから」「お母さんが本当に捨てたかったのはクマゴローじゃなくて「クマゴローが大好きな僕」なんだってことを」。

お母さんもきっと、強くんを傷つけようとしたのではなかったはずですが。お母さんはお母さんなりの価値観のなかに生きていて、強くんはクマゴローがいないほうがしあわせになれると思ったのかもしれない。でも、強くんにとっては、ちがったのです。

好きなものは、自分の大事な一部。自分にとって大切なひとに、その一部を「いらぬ」と言われるのは、とてもつらい。そんなのはおかしい、と言えたらいいけれど、もしそれをわかってもらえなかったらどうしよう。もっと傷つくだけなんじゃないか。それならい

っそ、忘れてしまったほうが傷つかなくてすむ。その気持ちは、すごくよくわかります。

強くんも、悲しい気持ちはあるけれど、きっとそれをお母さんにはわかってもらえないこともわかっていました。少しずつクマゴローのことも、クマゴローを好きだった自分のことも、忘れよう……と思っていた強くんですが、知世ちゃんという理解者に出会ったことで、それじゃダメかもしれない、と思うようになります。「だって僕は僕だもの」「父さんや母さんのきれいな僕も それは全部僕だもんね」。

強くんの話を聞いた知世ちゃんは、そうよ、とおおきく頷きます。「好きなものは好き きらいなものはきらいって言うべきよ それは勇気があるけど自分で決めることよ」「私は「クマゴローが大好きな君」が好きだわ」。

思えば、わたしが高校2年生から変わったのも、クラス替えでできた友だちのおかげでした。その子は好きなものにはとことん詳しくて（ジブリ映画ならどんな場面でも一言一句再現してくれるなど、ちょっとマニアックなところもあったりして）、それがすごくおもしろくて、そしてまたわたしのちょっとヘンなところも「おもしろい」と笑ってくれました。その友だちがそんなふうになわたしのことを受けとめてくれたから、わたしもだんだん、好きなもの、自分の一部をひとに見せることを怖いと思わなくなったのかもしれない。

知世ちゃんのようにまっすぐ、正面から伝えるのはなかなか照れくさい。だけど、おもしろいね、いいね、というちいさな「そのままのあなたが好き」の言葉は、きつととても力になる。すこしずつでも、そうやって、みんなに伝えていきたい。そんなふうに思っています。



※このポスターは、子どもたちに親しみをもってもらえるよう、元オンプズパーソンで専門員の宮島繁成さん（弁護士）に作成いただいたものです。

IV

オンブズパーソンの調査活動

2015 年次の調査状況

2015 年次に扱った調査案件のあらまし

Ⅳ オンブズパーソンの調査活動

オンブズパーソンの調査は、相談者や子どもから「擁護・救済の申立て」を受け付けて実施する場合と、オンブズパーソンが独自入手情報をもとに自己の発意により実施する場合とがあります。どちらも、オンブズパーソンが、条例第 6 条各号（p.15「オンブズパーソンの職務」参照）のいずれかに該当すると認める場合に、調査を実施します。

条例は、オンブズパーソンに市の機関に対する調査権（条例第 11 条）、勧告及び意見表明権（条例第 15 条第 1 項及び第 2 項）を付与しており、市の機関に対しては、「オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない」（条例第 8 条）と規定し、あわせて、勧告・意見表明等の尊重義務（条例第 15 条第 3 項）を課しています。

さらに、市の機関は、勧告や意見表明を受けて実施した措置等に関してオンブズパーソンから報告を求められれば、これに応じる義務を負っています（第 17 条）。

以上のような条例上の手続きに従って、調査活動を行います。調査では、主に聴き取り調査を中心に、関係する機関や個人との相互理解を深めることを重視しています。調査の目的は、あくまでも「子どもの最善の利益」を実現するためであり、そのために学校や行政などを含む市の機関に対して、建設的な対話に努め、それぞれの役割における具体的な取り組みを促し、支援していくことです。

オンブズパーソンが行う「条例上の対処」とは、主として次のものがあります。

▽「勧告」または「是正等申入れ」（第 15 条第 1 項）

「勧告」は市の関係機関の行為等の是正や改善をオンブズパーソンが関係機関に直接求めることです。それを書面のみにて行うのが「是正等申入れ」です。

▽「意見表明」または「改善等申入れ」（第 15 条第 2 項）

「意見表明」は制度等の改善または見直しをオンブズパーソンが市の関係機関に直接求めることです。それを書面のみにて行うのが「改善等申入れ」です。

▽「要望」（第 16 条第 1 項）

市の機関以外の機関等に、特に是正等を要望する必要があるときに行います。

▽「結果通知」（第 16 条第 2 項）

「勧告」または「意見表明」等を行うまでの必要は認められないものの、関係機関等にオンブズパーソンからの注意喚起または情報提供等が必要と認められる場合、判断所見を付した調査結果を文書で通知します。

▽「公表」（第 18 条）

「勧告」や「意見表明」等の内容を市民や不特定多数の人々に発表します。オンブズパーソンの総意において必要と認められた場合にのみ、市広報等の公的手段、マスコミ等の社会的手段、その他オンブズパーソンが必要と判断する方法等により行います。

2015 年次の調査状況

申立てによる調査

2015 年次は、「子どもの人権の擁護及び救済の申立て」（条例第 10 条第 2 項）を受け付けた案件はありませんでした。

オンブズパーソンの発意による調査

2014 年 4 月より独自入手情報に基づいて自己の発意により調査を開始した案件 1 件について、2015 年次も調査を継続し、41 回（前年次からの通算で延べ 118 回）の聞き取り調査等（連絡調整を含む）を行いました。

条例上の対処

自己の発意により調査を実施した 1 案件について、条例上の対処を行いました。

2015 年次に扱った調査案件のあらまし

2015 年次に扱った 1 案件（前年次からの継続案件）について、「子どもの最善の利益」を図る公益確保の観点から、以下に概要を報告します。

2014 年自己発意第 1 号案件

本件概要	『川西市学校給食食物アレルギー対応マニュアル』の運用における子どもの権利の不当な制限に関する問題
独自入手情報等	本件にかかわる保護者からの相談を踏まえ、学校及び市教育委員会とのやりとりをもとに、2009 年 9 月より施行されている『川西市学校給食食物アレルギー対応マニュアル』（以下「マニュアル」という。）の運用実態に関する自己発意調査の実施を決定した。
自己発意の趣旨	食物アレルギーのある姉妹の学校給食における対応について、姉の入学時点（2008 年度）ではマニュアルは作成されていなかったが、保護者と学校の間での密なやりとりに基づいて、調理工程において安全性を損なうことなく対応が可能な場合には、料理ごとに原因食品を取り除く等の対応が行われてきた。 しかし、当該子ども（妹）への対応についての入学前の事前相談では、市教育委員会は、マニュアル施行後に入学した子どもについては卵以外の原因食品についての個別対応は行わないので、卵除去の対応に関すること以外の相談には応じられないとの見解を繰り返し、学校も、市教育

	<p>委員会が卵除去のみの対応に統一するという見解を示している以上、当該子どもに対して姉と同様の対応はできないとの見解を固持し続けた。その結果、当該子どもの入学後、姉には原因食品が除去された給食が提供されている日でも、当該子どもは自宅から弁当を持参せざるを得ない状況が生じることとなった。</p> <p>マニュアル施行前より姉に対して行われていた対応は、子どもの人権保障の観点から見て優れたものであったと評価でき、またマニュアルの記載内容を検討したところ、卵以外の原因食品についての個別的対応を制限するものではないと解せられた。それにもかかわらず、当該子どもに関しては、現状において可能な対応について学校と協議・相談する機会を奪われ、当該子どもの「最善の利益」が損なわれたことが懸念された。また、マニュアルが過度に画一的に運用されることにより、当該子ども以外にも現に不利益を被っている子どもがいないかどうか懸念された。</p> <p>上記の事態について、オンブズパーソンは、条例第6条第2号（子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること）に定める職務事項に該当すると判断し、市内小学校におけるマニュアルの運用実態を把握することを目的として、自己の発意により調査を実施することとした。</p>
<p>調査の結果 及び 条例上の対処</p>	<p>オンブズパーソンは、2014年4月～12月にかけて、当該子どもとその保護者に加えて、食物アレルギーのある複数の子どもの保護者、市教育委員会関係者、市内小・中学校の食物アレルギー対応に関わる教職員（養護教諭、栄養教諭、調理師）への聞き取り調査等を計77回行った。また、教職員に対しては、聞き取り調査に先立って、各学校及び各職種の食物アレルギー対応の実態を把握する趣旨で質問紙調査も実施した。</p> <p>調査結果より、オンブズパーソンは、以下のとおり課題を把握した。</p> <p>①マニュアル施行前は可能であった対応について、マニュアル施行後は校長の裁量を認めないとする見解を市教育委員会が示していること。</p> <p>②このような背景のもと、少数の事例ではあるが、安全確保が最優先であるという名目で学校側が消極的な姿勢を示し、子どもの「最善の利益」が実現されていないと懸念される事例がみられること。</p> <p>③市教育委員会は各学校におけるマニュアルの運用実態を具体的に把握しておらず、事故及び事故未遂事例を再発防止策の立案・実施につなげる仕組みが存在しない、全教職員に対する研修体制が明確に位置づけられていないなど、条件整備の面で課題があること。</p>

	<p>そこで、食物アレルギーのある子どもの「最善の利益」を保障する観点から、市教育長に対し、マニュアルの運用の改善及び市内小学校における食物アレルギー対応の推進に向けたさらなる条件整備等に関する計 11 項目の事項については是正・改善を求める「意見表明」（2014 年 12 月 25 日付）を行った。</p> <p>また、「意見表明」及びその根拠となる「2014 年自己発意第 1 号にかかる調査結果及び判断」（調査結果の詳細を記した添付資料を含む）について、条例第 18 条に定める公表の対象とし、市政情報コーナーでの閲覧に供するものとした。（注記：調査結果及び「意見表明」の具体的な内容は、『子どもオンブズ・レポート 2014』に掲載している）</p>
<p>対処後の経過</p>	<p>「意見表明」において具体的な是正・改善を求めた 11 項目のうち以下の 5 項目に関しては、条例第 17 条第 2 項が定める期日（2015 年 2 月 22 日）までにオンブズパーソンへの措置報告を行うよう要請した。</p> <p>《措置報告を求めた事項》</p> <p>事項 3：食物アレルギーのある子どもの権利が不当に制限されている消極的な対応については改善するよう促すこと。また、本調査において確認された、子どもの権利が不当に制限されている事例、及びそのおそれのある事例については、個々に実態把握を行い、必要な場合には、是正・改善のための措置を講じること。</p> <p>事項 4：食物アレルギーのある子どもへの対応について、学校と保護者の間で建設的な対話が困難な事態に陥った場合等に、保護者が気軽に相談できる相談窓口の設置等を行い、保護者の側からもマニュアルの運用実態を継続的に把握し、必要な場合には、事態の改善に取り組むことができるような仕組みを整備すること。</p> <p>事項 5：マニュアルにおける「既に卵以外の原因食品について除去食対応を実施している学校は、その生徒が卒業するまで、現在の対応を継続するように努める」という事項は、2008 年度以前の入学者に対する配慮の意図で設けられたものであることから、本年度をもって削除すること。</p> <p>事項 6：各学校で発生した事故事例、及び事故未遂事例を集約し、再発防止策の立案・実施につなげていくための仕組みを整備すること。</p> <p>事項 7：食物アレルギー対応における事故防止のあり方について、職種に関わらず管理職を含む全教職員が共通認識を持つことができるような広報・研修体制を構築すること。</p>

	<p>しかし、食物アレルギーのある子どもの「最善の利益」をめぐる、オンブズパーソンと市教育委員会の間で見解の相違等もあり、結果として措置報告の提出が遅延することになった。</p> <p>最終的に提出された措置報告（2015年9月4日付 ※公開事項（1））について検討を行ったところ、オンブズパーソンから市教育委員会に対して実態把握を求めた各事例や、次期改定後のマニュアルの運用に関して、今後も積極的かつ柔軟な対応が図られるよう求める必要があると判断し、市教育長に対して再度「意見表明」（2015年9月17日付 ※公開事項（2））を行った。</p>
--	---

《公開事項》

（1）市教育長発「子どもの人権案件に係る是正等の措置等について（報告）」

2015年9月4日付 措置報告（条例第17条第2項）

市教育長 発、オンブズパーソン 宛

子どもの人権案件に係る是正等の措置等について（報告）

平成26年12月25日付で川西市教育長宛に意見表明のあった件について、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例（以下「条例」という）第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

（1）事項3について

川西市教育委員会では、児童の安全を確保するため、平成21年4月「川西市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」を策定し、すべての学校で統一した除去食対応としています。マニュアル作成以前は学校間の取り扱いに差があり、保護者と学校現場が混乱し、児童の安全確保に支障があったからです。学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、そのため運営にあって最も優先すべきは安全の確保であり、安全こそが子どもたちの最善の利益と考えてこの取り組みを継続しています。

平成27年3月19日に個別事案として「子どもの権利が不当に制限されている」または「そのおそれがある」事例として提示された3件について、各学校と調整を図り事実確認をしたところ、平成27年8月時点で、指摘事項3件のうち、1件については当該学校の栄養教諭と保護者が定期的に連絡を取り、適切に対応していたと判断できるものでした。

また、別の1件についても保護者と学校とは密接に連絡をとり、適切に対応していたと判断していましたが、アレルギー症状については、子どもの成長とともに変わる部分もあり、今後とも保護者の要望に対し誠実な対応をとるよう、市教育委員会としても適切な指導と支援を行う必要があると判断しています。なお、本件については、職員間の連絡や報告などが不十分な面も見受けられたため、校長に対して適切な対応をとるべく校内体制づくりについて、指導助言を行っていく予定です。

さらに別の1件については、本市の学校給食における食物アレルギー対応に関して、保護者

の方から給食の喫食を断られたという報告を受けており、今回ご指摘の報告とは無関係な事例であると判断しています。

また、別途懸念される事例としてご指摘の2件につきましても、学校側に確認しましたところ、それぞれの学校の行った対応については、適正な対応であって問題がない事例として判断できました。

いずれの件につきましても教育委員会としては不当な対応であるとは認識しておらず、マニュアルにもとづいた適正な運用で、現在、学校と保護者については、良好な関係であると報告を受けておるものの、保護者との懇談や校内体制については、課題のある部分もみられたため、今後の方針として、現状の取り組みを保護者に理解いただけるように、学校と市教育委員会で更に連携を図りながら引き続き丁寧に説明を行っていきます。

(2) 事項4について

食物アレルギー対応は、マニュアルに従い、個別の症状、医療的知識、各家庭の状況などを総合的に判断の上、各校で相談業務を経て実施しています。したがって新たに食物アレルギー対応に特化した相談窓口を設置する予定はありません。

ただし、従来どおり主として各学校が窓口となり、食物アレルギー対応マニュアルを踏まえて、学校長をはじめ日々子ども達と接している教職員が保護者にお話をお聴きしたうえで、状況に応じて学校教育室学務課で指導・助言など必要な支援や対応を行いますので、そのことについてあらためてマニュアルに記載します。

また、本市学校給食の食物アレルギー対応状況について、平成27年度学校給食基本調査のうち、個人情報保護に十分配慮した範囲で、ホームページに公表します。

(3) 事項5について

ご指摘の件につきましては、平成21年にマニュアル策定の際の経過措置で、マニュアル上の表記については、平成27年度に予定している改訂時に削除します。なお、平成27年9月を目途に次期改訂作業を実施しているところです。

(4) 事項6について

食物アレルギー対応に限らず、学校給食の実施に関して発生した事故や事故未遂等の事案については、要因や経過等を学務課で集約したうえで、校長会議や教頭会議、調理説明会等を通じて全校で情報を共有し、その対応について共通理解するなど、安全確保の向上につながる仕組みを構築します。なお、平成27年度2学期から安全確保の向上につながる運用をめざし、現在、上記情報を共有のための様式を作成しています。

(5) 事項7について

平成27年3月に文部科学省から発表された「学校給食における食物アレルギー対応指針」から抜粋した資料を平成27年度から全教職員へ配付します。

なお、すべての職員が共通認識をより高め、食物アレルギー対応に取り組めるように、川西市教育委員会主催の教育講演会での研修、管理職研修や初任者研修での実施、及び各学校が行っている校内研修などの教職員研修等の機会を活用し、安全確保の向上のための取り組みについて周知を図ります。

(2) オンブズパーソン発「意見表明」

2015年9月17日付 「意見表明」 (条例第15条第2項)

オンブズパーソン 発、市教育長 宛

意見表明

2015年9月4日付で市教育長よりご提出いただいた『子どもの人権案件に係る是正等の措置等について(報告)』の内容をふまえて、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例(以下「条例」という。)第15条第2項の規定により、下記のとおり意見表明を行います。

オンブズパーソンは、市教育委員会が本意見表明の尊重をもって、「一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保する」(条例第1条)よう、市内小学校における食物アレルギー対応の推進により積極的な姿勢で取り組まれることを、心より期待します。

意見表明の趣旨

本件は、『川西市学校給食食物アレルギー対応マニュアル』の運用実態に関して、オンブズパーソンが自己の発意により調査を行ったものです。本調査の結果をふまえて、2014年12月25日付で市教育長に対し、同マニュアルの運用の改善及び市内小学校における食物アレルギー対応の推進に向けたさらなる条件整備に関する計11項目の『意見表明』を行うとともに、うち5項目に関して、是正等の措置等について具体的な報告をお願いしてきました。

2015年9月4日付の『子どもの人権案件に係る是正等の措置等について(報告)』においては、食物アレルギー対応における安全性の向上に関する仕組みの構築や研修等の取り組みについての方針が示されるとともに、食物アレルギーのある個々の子どもの保護者からの相談等に対しても、状況に応じて貴委員会としても必要な支援や対応に取り組む旨を述べていただきました。このように学校給食における食物アレルギー対応の推進についてさらに積極的に取り組む姿勢をお示しいただいた点につきましては、学校給食に配慮が必要な子どもに対して可能な限りの最善の利益を志向した対応をとっていただけるものと期待しております。

また、調査結果をふまえて、「子どもの最善の利益」の観点から状況が懸念された個々の事例についても、現在は学校と保護者の間で良好な関係が形成されているとの報告をいただき、各学校の教職員により積極的かつ柔軟な対応がなされているものと受けとめております。

オンブズパーソンとしても、学校給食における食物アレルギー対応において子どもの安全の確保が最優先されるべきであると認識しております。他方、学校給食については、学校給食法において、「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである」(第1条)と位置付けられ、「学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと」(第2条3号)等がその目標とされており、教育の一環であることに鑑み、食物アレルギーのある子どもが学校給食の機会を可能な限り安全にかつ楽しく享受できることが「子どもの最善の利益」につながると考えております。

そこで、2015年9月4日付報告の内容をふまえて、あらためて下記の事項を求めます。

記

1. 2014年12月25日付『意見表明』事項3に関して、「当該学校の栄養教諭と保護者が定期的に連絡を取り、適切に対応していたと判断できる」と報告いただいた事例について、今後も保護者と関係教職員の良好な関係が維持され、子どもに対する積極的かつ柔軟な対応が継続されるよう、貴委員会から関係教職員及び管理職に対して必要な支援を行うこと。
2. 2014年12月25日付『意見表明』事項3に関して、「職員間の連絡や報告などが不十分な面も見受けられたため、校長に対して適切な対応をとるべく校内体制づくりについて、指導助言を行っていく」と報告いただいた事例について、保護者と学校の信頼関係にもとづいて子どもに対する積極的かつ柔軟な対応がなされるよう、貴委員会として引き続き関係教職員及び管理職を支援すること。

上記1. 2. につきましては、オンブズパーソンとして保護者に再度聴き取りを行い、必要と判断すれば、意見表明を行います。

なお、現在、マニュアルの改定作業が進められているとのことですが、改定後もそのマニュアルの運用においては、各学校が個々の子どもの状況に応じて丁寧な個別相談を行い、柔軟な対応に取り組めるよう、貴委員会として必要な支援を行っていただきますことをお願いいたします。

最後に、オンブズパーソンが是正等の措置等の報告を求めた事項に対し、具体的な報告をご提出いただくまでの期間が長期にわたったことについては、子どもの人権の擁護・救済をすみやかに図る観点からも、今後、ご考慮されるよう申し添えます。

以上

※市教育長発「子どもの人権案件に係る是正等の措置等について（報告）」（2015年9月4日付）でふれられている通り、旧『川西市学校給食食物アレルギー対応マニュアル』は、新たに『川西市立学校園アレルギー対応運用マニュアル』へと改定されました。同マニュアルは市ホームページからダウンロードできます。

表Ⅳ-1 申立て案件・自己発意案件の処理状況一覧（1999.6～2015.12）

案件番号	申立て事項・独自入手情報	条例上の対処(実施対象の関係機関等)	公開／非公開
1	1999年申立て第1号	法的親子分離における親の面接交渉権に関する問題 99.12 結果通知(市教育情報センター) 99.12 結果通知(市福祉事務所)	公開
2	1999年申立て第2号	関係機関がかかわった結果の親子分離先が子どもにとって不適当・不利益であるとする問題 00.05 意見表明(市教育委員会) 00.08 意見表明(市福祉事務所)	公開
3	1999年申立て第3号	担任の指導における暴言等の問題 調査不実施・調整実施	—
4	1999年自己発意第1号	保育所での子どもの感染症予防問題 99.09 是正等申入れ(市福祉事務所) 99.12 是正等申入れ(市福祉事務所)	公開
5	1999年申立て第4号	部活動中の生徒の事故死の報道及び他の部活動における体罰の市教委情報公開文書に基づく類似事故の予防・制度改善提言への要望 02.02 結果通知(市教育委員会)	公開
6	2000年申立て第1号	部活動中の生徒の事故死(熱中症による死亡)の原因究明・再発防止策の確立等に関する問題 00.07 勧告・意見表明(市教育委員会) 00.07 結果通知(市長) 00.07 結果通知(当該学校)	公開
7	2000年申立て第2号	DVからの子ども救済とそれに伴う就学保障問題 01.10 結果通知(市教育委員会)	非公開
8	2000年自己発意第1号	子どもの転校受け入れに際する学校の対応の問題 00.11 勧告(市教育委員会) 00.11 勧告(当該学校) 02.12 調査打切り	非公開
9	2000年申立て第3号	小学生の学校外水死事故を契機とした生前の子ども同士の関係や学校の対応における問題 02.03 意見表明(市教育委員会)	公開
10	2001年申立て第1号	教員による体罰等と学校の事後対応の問題 01.04 是正等申入れ(当該学校) 01.07 意見表明(市教育委員会) 01.07 結果通知(市長)	公開
11	2001年申立て第2号	学校内での子ども同士の関係と学校の対応上(いじめ再発防止等)の問題 01.08 是正等申入れ(市教育委員会) 02.12 調査打切り	非公開
12	2001年自己発意第1号	学級崩壊に関する問題 02.03 第3年次報告書第3章で報告 02.12 調査打切り	公開
13	2002年申立て第1号	高校転学申込みに際する対応等の問題 02.08 調査打切り	非公開
14	2002年申立て第2号	子どもの福祉的措置を講じる際の関係機関の説明責任及び子どもの意見表明不尊重問題 03.03 結果通知(市教育委員会) 03.03 結果通知(当該学校) 03.03 結果通知(市保健福祉部)	公開
15	2002年申立て第3号	不登校の子どもに対する学校対応と公的支援に関する問題 調査不実施・調整実施	—
16	2002年申立て第4号	同上 調査不実施・調整実施	—
17	2002年申立て第5号	同上 調査不実施・調整実施	—
18	2002年申立て第6号	民間認可保育所における子どもへの「虐待」の疑いまたは「不適切な指導」その他の問題に関する当該施設の説明責任及び苦情解決責任に関する問題 02.08 より申立第8号と一体的に扱い対処	公開
19	2002年自己発意第1号	自然学校における補助員の入浴指導に際する不当制裁問題及び学校の対応等の問題 02.08 勧告(市教育委員会) 02.09 公表(市政記者クラブ)	公開
20	2002年申立て第7号	校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題 調査不実施・調整実施	—
21	2002年申立て第8号	民間認可保育所における子どもへの「虐待」の疑いまたは「不適切な指導」その他の問題に関する当該施設の説明責任及び苦情解決責任に関する問題 02.09 要望(当該施設) 02.11 意見表明(市保健福祉部) 02.11 結果通知(県県民生活部監査指導課) 03.03 要望(当該施設設置者) 03.03 意見表明(市保健福祉部) 03.03 公表(市政記者クラブ) 03.04 結果通知(県県民生活部監査指導課)	公開
22	2002年自己発意第2号	中学校における頭髪黒染め指導での健康被害問題 02.10 意見表明(市教育委員会) 02.11 公表(市政記者クラブ)	公開
23	2003年申立て第1号	いじめ被害及び子どもからの被害の訴えに対する教員の対応の問題 03.11 意見表明(市教育委員会)	公開
24	2003年申立て第2号	校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題 04.10 是正等申入れ(市教育委員会) 04.10 結果通知(当該学校)	公開
25	2003年申立て第3号	区域外通学の申請手続きにおける市教育委員会の対応の問題 03.11 対処の必要が認められず調査終結	—
26	2003年申立て第4号	子ども間で起こった事件への事後対応及びその後の子どもの不登校への学校の対応に関する問題 調査不実施・別件処理	—
27	2003年申立て第5号	生徒指導に関する問題 調査不実施・調整実施	—
28	2003年申立て第6号	教員の体罰等と学校の事後対応の問題 03.09 意見表明(市教育委員会) 03.09 結果通知(当該学校)	公開

29	2003年自己発意第1号	子ども間で起こった事件を端緒とした保護者間及び保護者と学校間の対立及び子どもの不登校への対応に関する問題	03.07 意見表明(市教育委員会) 03.07 改善等申入れ(当該学校) 03.08 要望(当該保護者) 03.09 結果通知(当該保護者)	非公開
30	2003年申立て第7号	いじめに対する学校の対応に関する問題	調査不実施	—
31	2004年申立て第1号	生徒指導における子どもの意見不尊重問題	04.06 結果通知(当該学校) 04.06 結果通知(市教育委員会)	非公開
32	2004年自己発意第1号	法律的な問題も含んだ子どもの人権侵害の疑い	05.06 結果通知(市教育委員会)	非公開
33	2004年申立て第2号	いじめ被害再発への不安及び学校内でのいじめに対する学校の対応に関する問題	04.12 結果通知(当該学校) 04.12 結果通知(市教育委員会)	公開
34	2004年申立て第3号	いじめ被害および被害の訴えに対する教員の対応の問題及び子どもの不登校	05.06 意見表明(当該学校) 05.09 意見表明(市教育委員会)	公開
35	2005年申立て第1号	教員による体罰及び校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題	05.08 勧告(市教育委員会) 05.08 勧告(当該学校)	公開
36	2005年申立て第2号	子どものいじめ被害と精神的苦痛への学校・市教育委員会の対応の問題	06.03 調査打ち切り	—
37	2006年申立て第1号	生徒指導における子どもの意見不尊重問題	調査不実施・調整実施	—
38	2006年申立て第2号	子ども間の暴力に対する学校の対応の問題	06.07 調査打ち切り	—
39	2007年申立て第1号	高校受験における志願変更申請への学校の対応とその後の進路指導に関する問題	07.11 意見表明(市教育委員会) 07.11 改善等申入れ(当該学校)	公開
40	2007年申立て第2号	教員による体罰及び校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題	08.03 是正等申入れ(当該学校) 08.04 意見表明(市教育委員会) 08.08 結果通知(当該学校) 08.09 結果通知(市教育委員会)	公開
41	2008年申立て第1号	小学校の学校給食における食物アレルギー対応に関する問題	08.12 意見表明(市教育委員会) 08.12 結果通知(当該学校)	公開
42	2008年申立て第2号	子ども・保護者と学校間のトラブルに関する問題	調査不実施	—
43	2008年申立て第3号	いじめ被害及び被害の訴えへの学校の対応に関する問題	09.04 結果通知(市教育委員会) 09.04 結果通知(当該学校)	公開
44	2009年申立て第1号	いじめ被害及び被害の訴えへの学校の対応に関する問題	09.06 調査打ち切り	—
45	2010年申立て第1号	子どもへの指導及びその後の子どもの不登校に対する学校の対応に関する問題	10.08 調査打ち切り	—
46	2010年申立て第2号	学校行事で起きた逸脱行為をめぐる学校の対応及びその後の子どもの登校困難への対応に関する問題	11.03 結果通知(市教育委員会) 11.03 結果通知(当該学校)	公開
47	2011年申立て第1号	学校で起こった子ども同士のトラブルをめぐる学校対応及び小中連携の困難に関する問題	12.03 意見表明(市教育委員会)	公開
48	2011年申立て第2号	中学校での体罰及び生徒指導のあり方に関する問題	12.05 結果通知(市教育委員会) 12.05 結果通知(当該学校)	公開
49	2012年申立て第1号	中学校での生徒指導のあり方に関する問題	12.11 調査打ち切り	—
50	2012年申立て第2号	市内県立高校生の自殺といじめ被害を含む生前の生活状況との関連性、生前の学校の対応及び事後の遺族対応に関する問題	13.03 是正等要望(当該学校) 13.03 結果通知(県教育委員会) 13.03 条例第20条に基づく報告(市長) 13.03 案件処理通知(市教育委員会) 13.03 公表(市政記者クラブ)	公開
		上記問題をふまえた市としての再発防止策に関する提言『市内県立高校生事案の背景状況をふまえた今後の取り組みに関する提言ー子どもの声を受けとめ、希望を語る社会をつくるためにー』	13.11 条例第6条第3号に基づく提言(市長・市子ども家庭部) 13.11 条例第6条第3号に基づく提言(市教育委員会) 13.11 公表(市政記者クラブ)	公開
51	2013年申立て第1号	学校内で起こったトラブルに対する学校の対応及び学級崩壊に関する問題	調査不実施・調整実施	—
52	2014年自己発意第1号	『川西市学校給食食物アレルギー対応マニュアル』の運用における子どもの権利の不当な制限に関する問題	14.12 意見表明(市教育委員会) 15.09 意見表明(市教育委員会)	公開

(注) 「公開」は、条例上の対処に関する文書を、年次報告書への掲載ないしはオンブズパーソンが必要と認める方法により公表したもの(部分公開も含む)。

V

オンブズパーソンの広報・啓発活動

子どもへの広報・啓発

おとなへの広報・啓発

制度・活動に関する問い合わせや取材、視察、交流

V オンブズパーソンの広報・啓発活動

条例は、オンブズパーソンの職務として、「子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること」(第6条第2号)を掲げています。特に子どもへの人権侵害を未然に防止する観点からは、相談や調査の活動とともに広報・啓発活動は重要です。

条例第21条では、広報・啓発に関する市の機関の役割として、以下の二点が定められています。

- ①条例の趣旨とオンブズパーソン制度のしくみ等を子どもや市民に積極的に広報すること。
- ②子どもがオンブズパーソン制度を身近に活用できるようにするために必要な施策の推進に努めること。

つまり、オンブズパーソンの広報・啓発活動はオンブズパーソンが単独で行うものではなく、市の機関が条例の趣旨をふまえ主体的にオンブズパーソンと連携しながら行うものです。

子どもたちに、オンブズパーソンをより身近な存在として知ってもらうため、リーフレットや電話カード、パンフレットの配布とともに、「子どもから顔の見えるオンブズパーソン」として、直接子どもたちや教育・福祉にかかわる人たちと出会う機会を積極的に設けるなど、今後も工夫が必要です。

2015年次は、元オンブズパーソンで専門員の宮島繁成さん(弁護士)に依頼して子ども向け広報・啓発媒体『こんなときオンブズ』マンガ版を制作し、ホームページ上で公表しました。

引き続き、オンブズパーソンからより効果的な発信ができるよう、市の関係機関と連携・協力しながら、広報・啓発活動に努めていきます。

『こんなときオンブズ』マンガ版(抜粋)



※『こんなときオンブズ』は、市ホームページ内の「マンガでわかるオンブズパーソンの活動(こんなときオンブズ)」からダウンロードできます。

表V-1 オンブズパーソン等が講師等を務めた講演・研修等の実施回数
(2011年次～2015年次)

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
(A) 市機関職員等	5	5	7	5	2
市長部局職員(保育士含む)			3	3	
市教育委員会職員	1	3	2	2	
市学校園教職員	2	2	2		2
その他関係者	2				
(B) 市民等 I	4	13	7	3	6
民生委員児童委員			1		
人権擁護委員					
PTA・保護者関係	1	1	2	2	1
小学校区人権啓発推進委員	3	7	3	1	4
人権学習グループ		4			1
その他		1	1		
(C) 市民等(子どもを含む) II	17	12	11	12	12
年次活動報告会	1	1	1	1	1
子ども☆ほっとサロン	12	11	10	11	11
その他	4				
市内(A+B+C)合計	26	30	25	20	20
(D) 市外の団体等	29	13	13	18	19
地方自治体	13	6	3	6	8
その他団体	16	7	10	12	11
市内・市外(A+B+C+D)	55	43	38	38	39

(注1) 「オンブズパーソン等」には、「専門員」と「相談員」も含む。

(注2) 表中の(A)(B)(C)(D)は、次のものを指す。

- (A) 市の機関が、行政・学校等の関係職員対象に行った研修等。
- (B) 社会教育関係団体等が主催した学習会や、市の機関が市民等を対象に開催した講座等。
- (C) オンブズパーソンが独自に主催した子ども、おとな、市民等を対象にした交流会等。
- (D) 市外の自治体や議会、民間団体、大学、研究機関等によって開催された講演や研修等。

子どもへの広報・啓発

子ども向けリーフレット・電話カード等の配布

市内の保育所や幼稚園、小・中学校、養護学校、高等学校を通して、1学期には子ども向けリーフレット、2学期には電話カードを子どもたちに配布しました。中高生向けパンフレットは、卒業を控えた時期の中学3年生や学年末の時期の高校1年生に直接配布するなど、広報・啓発を行う上でより効果的かつ重要と思われる時期や学年等も検討しながら、さらに広報の充実に努めたいと考えています。

多くの相談者は、こうした広報物を見て電話をかけて来ています。毎年、広報物の配布後には一時的に子どもからの相談が増えるなど、目に見える効果があります。

小学校3年生の事務局見学

例年どおり、5月～6月に、市内小学校の3年生による市役所見学が実施され、その際にオンブズパーソン事務局にも見学に訪れました。そこでは相談員が紙芝居を用いて、オンブズパーソンの説明を行うとともに、子どもには、事務局内の電話を使って、オンブズパーソンのフリーダイヤルに電話をかける「体験」をしてもらいました。

相談員は「困ったり悩んだりしたとき、どんな小さなことでもいいから、気軽に電話してね」と子どもに直接伝えます。事務局見学は、市内の子どもにオンブズパーソンを身近な存在として感じ取ってもらえる絶好の機会です。これを機に、子どもからの電話や訪問といった直接の相談が寄せられることもあります。

トライやる・ウィークでの中学生受け入れ

毎年5月～6月、市内中学校2年生がさまざまな事業所の協力を得て、職場体験活動を行います。2015年次は、4校から計11名の生徒がオンブズパーソン事務局にやってきて、一週間を過ごしました。

具体的には、オンブズパーソンと直接出会っての話し合いや、相談員との模擬研究協議などの活動を行いました。体験期間中に小学校3年生の事務局見学が重なっている場合には、紙芝居を使ってオンブズパーソンの説明にも挑戦してもらいました。

模擬研究協議は、子どもへの人権侵害に関する架空の相談について、みんなでざっくばらんに意見を出し合い、どうすれば困っている子どもが元気になるか、安心できるかを考えるという試みです。「子どもの最善の利益」の視点から問題解決に取り組むオンブズパーソンの仕事を体感してもらうことがねらいです。

どの生徒も、しっかりと問題状況や背景について考え、自分の意見や気持ちを表現する力を持っており、関わった相談員も学ぶことが多くありました。



何度も練習して、本番に臨みました。見学に来た子どもたちも説明に引き込まれています。

【オンブズパーソン事務局で体験活動した中学生の感想文から（抜粋）】

- ・ 初めは、相談員の方が市役所見学の説明しているのを見ていたら、まあまあ簡単に見えたけど、いざ自分達でやってみると、すごく難しくて、最初の練習では、全然上手にできなかったから、それから、何度も練習しました。（中略）本番では、人がたくさん入ってきてすごく緊張しながら説明しました。緊張したけど、やった後の達成感はすごかったです。
- ・ みんなで考えた模擬研究協議では、オンブズの人になりきって仕事体験をしてとても大変でした。これが本当の仕事なのだと思います。
- ・ いろいろな相談をていねいに答えているのがすごいと思いました。僕も人と話すときに相手が傷付いていないか相手が怒っていないかなど相手のことを思って話していきたいと思いました。
- ・ 自分でも困っている人の相談に乗ったり、オンブズを紹介したり、自分の出来ることをしようと思いました。

「子ども☆ほっとサロン」の開催

原則、月1回の土曜日に、子ども向けの広報・啓発活動の一環として開催しています。従来、参加者は中・高生が多かったのですが、近年の傾向として、小学生の参加も増え、異年齢の子どもが共に過ごす空間となっています。以前オンブズパーソンに相談したことがある子どもを中心に、いろいろな子どもたちがやって来ます。2015年次の参加人数は延べ71人です。参加者の中には、学校生活や家族関係などでさまざまな問題に直面している人もいますが、住んでいる地域や学年も異なる子ども同士があたたかい雰囲気の中での会話や活動を通して親しくなるなど、新たなつながりが生まれる場にもなっています。

ほっとサロンに継続的に参加している子どものなかには、身近な地域に居場所がない子どももいます。いったん学校生活から遠ざかってしまうと、子ども同士の人間関係を結ぶ機会が失われ、社会参加への自信も意欲も失われてしまいがちです。たとえ学校に行けない状況にあっても、安心できる人間関係と場を経験することができれば、人と積極的に関わりたいという意欲を取り戻していくことができます。ほっとサロンでは、ピクニック、フリーマーケットへの出店やクリスマス会などの行事もあり、参加者同士で協力しながら楽しいひと時を一緒につくりあげる体験が、子どもたちの自信や充実感にもつながっています。

市内には、子ども同士がゆるやかにつながれる活動の場が少ないことから、オンブズパーソンは子どもの居場所づくりの推進を市に提言するなど、継続的な重要課題として問題提起しています。

表V-2 「子ども☆ほっとサロン」の参加人数（2015年次）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5人	7人	8人	7人	6人	4人	5人	—	5人	7人	4人	13人

おとなへの広報・啓発

市機関職員への広報・啓発

市の機関が行政・学校等の関係職員を対象に主催した研修等に、オンブズパーソンが講師として招かれたものです。2015年次は教育委員会の協力のもと、小学校の校長会に参加し、直接意見交換する機会を持ちました。また、小・中学校の生徒指導担当教員の会合や阪神間の自治体の中学校長会にも、講師として招かれました。

今後も、特に子どもに直接かかわる職員との対話の機会を増やしていけるよう、引き続き市の関係機関と連携・協力して、広報・啓発活動に努めていきます。

【主な広報・啓発】

- ・教育委員、教育委員会こども未来部及び教育推進部の幹部職員との意見交換
- ・教育相談センター・青少年センター 2014年次の活動報告及び意見交換
- ・小学校管理職との懇談
- ・小・中生徒指導担当教員連絡協議会における講話
浜田オンブズ 「学校とオンブズパーソンとの連携」
- ・阪神中学校長会幹事・対策委員会における講話
吉川オンブズ 「川西市子どもの人権オンブズパーソンとは」

市民等対象の講演・研修会等（社会教育団体等の主催）

社会教育関係団体等が主催した講演や研修会、市の機関が市民等を対象に開催した講演等に、オンブズパーソンが講師として招かれたものです。

【主な講演・研修会等のテーマ】

- ・小学校区人権啓発推進委員会 人権講座
浜田オンブズ 「子どもの育ちと人権～この時代の難しさのなかで～」
- ・市立幼稚園 PTA 連絡協議会 研修会
井上オンブズ 「育つ・育てる・育ちあう～子どもとおとなの関係を問い直す～」
- ・まちづくり出前講座（行政編）
相談員・事務局職員 「子どもの人権オンブズパーソンってなに？」

【人権講座「子どもの育ちと人権～この時代の難しさのなかで～」参加者の感想（抜粋）】

- ・ 子どもたちはおとなから守られっぱなしではないか？守られっぱなしでいいのか？という話は今まで考えた事がなかったので勉強になりました。
- ・ 三姉妹の母として、この講演をお聞きしました。先生が最後にお話した料理のことなど生活の一部を子どもにまかせることができればいいなと思います。喜んで「ありがとう」が言えて、子どもの存在が大切と感じる生活ができる毎日をすごしたいと思います。
- ・ 子どもたちが健やかに育つために、周りのおとなが気を付けていくことを、しっかりと見極めて、みんなサポートできる世の中になっていくように、身近な地域からつながっていきたいと思いました。

オンブズパーソン年次活動報告会の開催

2015年3月21日に、「2014年次活動報告会」をアステホールで開催し、市内外より約70名の参加を得ました。

第一部では、相談員より1年間の活動概況について報告を行うとともに、子ども向け広報・啓発媒体「こんなときオンブズ」のスライド上映も行いました。

第二部では、市の子ども・若者施策の推進に携わる山元昇さん（市こども家庭部こども家庭室長）、不登校の子どもたちの支援に取り組んでいる江口直宏さん（市教育委員会青少年センター・適応教室青少年の家「セオリア」担当）をパネリストにお迎えし、「地域に子どもたちの“居場所”を創る」と題した座談会を行いました。

座談会では、全国各地の実践事例も参考にしながら、川西市における子どもの居場所づくりの可能性や課題について意見交換を行いました。議論のなかでは、近年、地域における子ども家庭支援を推進する仕組みの一つとして注目されている「スクールソーシャルワーカー」の導入やその活用可能性についても話題が及びました。会場からも活発な質問や意見が寄せられました。



登場人物のセリフは、「子ども☆ほっとサロン」に参加している子どもたちの有志が協力して読み上げてくれました。



オンブズ制度のあり方や市の子ども施策の今後の展開について、会場からの課題提起もなされ、議論が交わりました。

【2014年次活動報告会 参加者の感想（抜粋）】

《オンブズパーソンの活動に関するもの》

- ・ 初めて報告会を聞いて、活動内容が理解でき良かったです。会場から出た意見も聞いて、市長へ提言する役割があることなどオンブズパーソンの意義がわかりました。
- ・ 子どもへの暴力防止プログラム CAP の提供のため、川西市の小学校何校かに行かせていただいています。何かあった時の相談先を子どもに尋ねると「オンブズ」と答える子どももいてホッと嬉しく思いますが、オンブズについて知らないという子どももいます。よりたくさんの子どもの意識の中に広まるといいなどその都度思います。

《子どもたちを取り巻く状況や居場所づくり等に関するもの》

- ・ 川西における子どもの事情・状況が報告を通してよくわかり、それに対して社会・行政がどんなふうに関わっているのかも知りました。知った者として、自分ができることを考え行動していきたいと思いました。
- ・ 今回は現職の市職員がパネラーになったのも面白く、今後、意見交流の中から「居場所づくり」の何らかの動きが始まることを期待しています。
- ・ 居場所づくりに関して、公の施設で実施している様々な事業・講座等について、対象者を小・中・おとなと限定せずに、世代を超えて互いが好きなスポーツや文化的事業を楽しめる、ゆる〜い空間づくりが必要では。隣保館事業では可能性大だと思います。すでに実施したものもありました。
- ・ スクールソーシャルワークはぜひとも川西市で実現してほしいと思いました。

制度・活動に関する問い合わせや取材、視察、交流

全国の行政、議会、団体等やマスコミからの取材・視察等

2015年次においては、オンブズ制度の創設経緯や仕組み、運営体制、活動内容等に関する全国の行政機関・自治体議員・団体等やマスコミからの問い合わせ、取材、視察が合計39件となりました（2014年次は54件）。

国の「いじめ防止対策推進法」制定から間もない時期と比較すると、取材・視察等の件数は減少傾向にあります。ただし、新たに条例に基づく公的第三者機関を設置した自治体はもとより、すでに制度運営を開始して数年が経過している自治体においても、制度運営の視点や子ども中心の問題解決の進め方等について、先行自治体である川西市の経験を参考にしたいというニーズは高まっています。

表V-3 問い合わせ・取材・視察件数（2015年次）

機関等	件数（※）	
行政機関	16	(2)
国会議員	0	-
自治体議員	6	(4)
マスコミ	7	(2)
研究者・大学生等	2	(2)
NPO・法曹界等団体	4	(2)
個人	3	(0)
その他機関・団体	1	(1)
合計件数	39	(13)

※（ ）内は、オンブズパーソン事務局を直接訪れた視察・取材の件数

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2015 での交流

地方自治のもと、地域から子ども施策・事業のあり方や、まちづくりの展望を見出すことを目的とした『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム 2015」が、10月10日・11日に東京都西東京市で開催されました。

今年のテーマは『連携と協働による子ども支援・子育て支援—子どもにやさしいまちづくり—』で、多くの自治体関係者、研究者、市民、NPO関係者等が集い、川西市からは浜田オンブズパーソンと平野相談員の2名が出席しました。1日目は全体会（シンポジウム及び特別講演）、2日目はテーマ別の7つの分科会で、全国各地の取り組みについて発表、活発な情報・意見交換を行いました。

2日目の「子どもの居場所」分科会では、「『困難を有する子ども』の居場所づくり」がテーマとなりました。

貧困問題の悪化、失業や雇用の不安定化などが進行するなかで、自己や他者への信頼感を持たず、人生をあきらめてしまう子ども・若者が増えており、これらの子ども・若者が目標や意欲をもって生きていけるための居場所づくりが急務であるとの問題提起がなされるとともに、学校でも家庭



「子どもの居場所」分科会の様子。居場所づくりへの参加者の関心は高く、大盛況でした。

でもない「第三の居場所」「ナナメの関係」の意義について、4団体のNPOの実践発表をもとに議論がなされました。議論を通して、地域のなかに子どもの居場所をつくり出していくことで子どものSOSを発見できる機会が増えていくことにつながるという示唆も得ることができました。

国連人権理事会・特別報告者の訪問及び意見交換

10月21日、国連人権理事会の特別報告者であるマオド・ド・ブーア＝ブキッキオ氏（オランダ国籍）が川西市役所を訪れ、オンブズパーソンと意見交換を行いました。今回の川西市への訪問は、かねてより川西市のオンブズ制度に関心を持たれていた同氏の意向により実現したものです。

日々の活動を通して出会う子どもたちの実情をふまえて、子育て家庭の貧困、高校を中退した子どもたちの進路問題、学校や家庭のなかで安心できる人間関係を持ってない子どもたちの困難、育ちの過程で女性がより深刻な不利益や暴力被害のリスクにさらされやすいという社会構造の問題などについて、活発な意見交換を行いました。

一人ひとりの子どもの声を聞き、子ども中心の問題解決を進め、個々の事案から見えてきた課題を制度改善につないでいくオンブズの活動について、ブーア＝ブキッキオ氏からは「子どもを取り巻く状況は厳しいが、たいへん貴重な活動だ」と評価をしていただきました。



子どもが安心して話したり遊んだりして過ごせるように設けている相談室「子どもオンブズくらぶ」について、ブーア＝ブキッキオ氏（左）に説明を行いました。



子どもを取り巻く状況や子ども支援のあり方について意見交換を行っている様子（正面の左から2人目がブーア＝ブキッキオ氏）。

VI

オンブズパーソンの会議と情報公開

「オンブズパーソン会議」の開催状況

個々の案件に関する「研究協議」の開催状況

情報公開の対応

VI オンブズパーソンの会議と情報公開

代表オンブズパーソンは、条例施行規則第5条に基づき「オンブズパーソン会議」を招集して、条例運営の重要事項について話し合って決定します。

「重要事項」とは、次に該当する場合です。

- ① オンブズパーソンの円滑な職務遂行に必要な役割分担に関する事
- ② 代表オンブズパーソンの職務代理の互選
- ③ 調査の中止や打ち切りなど、調査の継続が相当でないとする場合
- ④ 勧告、意見表明等の内容を公表する場合
- ⑤ 運営状況等を市民に報告し、公表する場合

これらは、いずれもオンブズパーソンが「子どもの最善の利益」を図る第三者機関として、独立性と自律性をもって活動するためのものです。

そのために、オンブズパーソン会議の内容は、個人情報や意思形成過程上の情報を除いて、積極的に公開することが原則となっています。また、この原則は勧告や意見表明等の条例上の対処についても適用されます。

これは、川西市の子どもがおかれている現状や課題をできるだけ広く市民に知ってもらうとともに、「子どもの最善の利益」の実現に努力するためのものです。

「オンブズパーソン会議」の開催状況

オンブズパーソン会議の開催状況 2015年次(1月～12月)

会 議	開催期日	議 案 等
第1回会議	4月16日	代表及び代表代行オンブズパーソンの互選について (報告事項) 2015年度 子どもの人権オンブズパーソン事業の 当初予算について (議案第1号) 2015年度 子どもの人権オンブズパーソン事務局の 事務分掌について (議案第2号) 調査相談専門員のうち「専門員」の推薦について
第2回会議	12月24日	(報告事項) 2015年1月～11月の相談受付状況について (議案第3号) 2015年次の運営状況等の報告及び公表について

2015年次は、オンブズパーソン会議を前表のとおり2回開催しました。
審議された各議案のあらまは、以下のとおりです。

議案第1号

2015年度の事務局事務分掌の詳細を定める必要があるため、意見を求めたところ、原案のとおりオンブズパーソンの全会一致により承認しました。

議案第2号

調査相談専門員のうち「専門員」の委嘱任期满了に伴い次期専門員を選任するにあたり、その候補者について市長に対し意見具申する必要があるため、オンブズパーソンの意見を求めたところ、現行の7名の再任と、新たに前オンブズパーソンの勝井映子氏（弁護士）の計8名を推薦することを全会一致で決定しました。

議案第3号

2015年次の運営状況等の報告及び公表について、その内容等を明らかにするため、①「年次報告書」の章立てと編成内容（案）、②「年次活動報告会」の開催企画（案）や第2部座談会でのテーマ（案）等が提案され、協議の結果、いずれも原案のとおり全会一致で決定しました。

個々の案件に関する「研究協議」の開催状況

オンブズパーソン会議とは別に、個々の案件に関してオンブズパーソンと相談員及び専門員等が意見交換し、それぞれの専門分野からケース検討を行う「研究協議」を開催しています。

原則として毎週木曜日の午後、5時間程度かけて、相談員からの詳細な報告に基づき、全員で課題の整理や意見交換等を行って、最善の対応方針を決めています。

またこの日に、オンブズパーソンが、子どもや保護者等の相談者や申立人、市教委・学校等の関係機関と面談・調整を行う機会を設定する場合があります。

なお、研究協議は多くの個人情報を取り扱うため、原則非公開としています。



オンブズパーソンと相談員、専門員それぞれが対等な立場で、一人ひとりの子どもの「最善の利益」をめぐって意見を出し合います。

「研究協議」(ケース会議)の開催状況 2015 年次

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
4	4	4	5	4	4	5	3	4	5	4	4	50回

情報公開の対応

情報公開には、公文書公開や個人情報開示があり、市の情報公開条例、個人情報保護条例やオンブズパーソン制度個人情報保護要綱により対応を行っています。

オンブズパーソンについては、条例第 20 条でその運営状況等の報告及び公表を義務づけており、年次報告書（『子どもオンブズ・レポート』）にまとめて、市長に報告するとともに、市民に公表しています。

これにより、子どもを含む市民が運営状況について検証し、オンブズパーソン制度への協力、活用と充実がより一層図られることを期待するものです。

公文書公開関係

2015 年次は、市情報公開条例第 6 条の規定に基づく公文書の公開請求はありませんでした。

オンブズパーソン活動における公文書は、相談記録や調査記録など多くは秘密保持を前提に提供された個人に関する情報であり、原則非公開となります。これを公開するとオンブズパーソンの独立性や自律性が損なわれるとともに、公正な判断が妨げられ、相談者や関係者等との信頼関係も損なわれるからです。

一方、市の関係機関に対して勧告や意見表明をした文書は、「子どもの最善の利益」を図る観点から、必要な情報はオンブズパーソン自らが積極的に公開することが原則です。そのため、個人に関する情報で他の情報と関連づけることにより、特定の個人が識別されるもののうち、一般的に他人に知られたくないと認められる情報を除いて、年次報告書については原則公開を行っています。

個人情報開示関係

2015 年次は、市個人情報保護条例第 21 条に基づく個人情報の開示請求はありませんでした。

相談記録や調査記録は、オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助する相談員によって作成され、相談案件の内容や経緯、対応等が詳細に記録されています。

これは、オンブズパーソンが職務を適正かつ円滑に行い、問題解決を行うために必要とする記録です。その公開については、川西市個人情報保護審査会の答申を尊重しながら、オンブズパーソンの判断により対応しています。

VII

オンブズパーソンからのメッセージ

「やってみたいかどうか」のモノサシ

井上 寿美

オンブズパーソンとしての1年をふりかえって

吉川 法生

「やってみたいかどうか」のモノサシ

オンブズパーソン 井上 寿美



自分を許せない

保育者のなつさん(仮名)が書いたレポートを読んでいたら、今から25年前に、私が保育をしていた頃に出会った、ハルちゃん(仮名)のことを思い出しました。入園したばかりのハルちゃんは、わずか3歳なのに「でけへん(=出来ない)」というのが口癖の男の子でした。たとえば、サーキット遊びをしていて、跳び箱にのぼって跳び下りるような場面では、わずか1段の跳び箱であっても、「ハルちゃん、でけへん」と言って、跳び箱から跳び下りることはおろか、のぼることすらしませんでした。また、サッカーをしていてボールが自分の足元にころがってくると、ただそれだけで「ハルちゃん、でけへん」と言って、コートの外に出て行くこともありました。ハルちゃんは、跳び箱から跳び下りて、みんなの前でころんでしまったり、ボールを蹴ろうとしてうまくいかず、みんなの前で大きな尻もちをついてしまったりして恥ずかしい思いをするというような失敗経験があったわけではありませんでした。

なつさんのレポートを読んでいた、なぜ、ハルちゃんのこのような姿が思い出されたのかと言うと、なつさんのレポートには、物心がついたときから人前で失敗することを恐れていた自分の姿が綴られていたからです。なつさんのレポートを一部、紹介します(なつさんのレポートには、その内容が損なわれないように一部手を加えています)。

物心ついたときから、何でも「人並み以上でありたい」と思いながら過ごす自分がいました。勉強もスポーツも趣味も、そして、友だちづきあいも、何をとっても「人並み以上」ということを無意識のうちに目指している自分がいました。

今から考えると何を基準に「人並み以上」と考えていたのかよくわかりませんが、とにかく周りの人から、自分がどのように見えているのかが気になり、他の人が出来ることを出来ないという自分を許すことができず、人前で失敗することをいつも恐れていました。だから、出来ないことがあれば、そのことに背を向けていたように思います。

25年も経った今となつては、実際にハルちゃんが「人並み以上でありたい」と思っていたのかどうかを確かめるのは難しいことです。ただ、チャレンジする前から「でけへん」と躊躇していたハルちゃんは、おそらく、何らかの理由で失敗することを恐れるようになっていたのでしょう。そしてハルちゃんの「でけへん」は、「出来ない自

分＝ダメな自分」というように自分を許すことのできない姿であったのかもしれませんが。

「やってみたいかどうか」で行動する

夏が訪れても、ハルちゃんはいいかかわらず「でけへん」を言い続けていました。ところが夏休みが終わり、秋祭りが近づくと、ハルちゃんの様子が変わってきました。「ソ～リャ、ソ～リャ」の掛け声に合わせて、縄跳びの縄をくくりつけてもらった大きな段ボール箱を力いっぱい引っぱって活発に走り回るようになりました。ハルちゃんは、来る日も来る日も、段ボール箱のだんじり遊びに熱中し、ハルちゃんと一緒にだんじり遊びをする友だちも徐々に増えていきました。そして冬が来て、誰ももうだんじり遊びをしなくなりましたが、ハルちゃんの活発さはその後も変わることはありませんでした。

なつさんのレポートをさらに読み進んでいくと、なぜハルちゃんが、秋祭りがきっかけとなり活発になっていったのかが少しわかるような気がします。

出来ないことに背を向けていた私とは裏腹に、高校で出会った友だちは、出来ても出来なくても、自分がやってみたいと思ったことをおこなう人でした。「出来る－出来ない」で物ごとをとらえるのではなく、「やってみたいかどうか」で行動していました。やってみたいと思ったことなので、友だちは、出来ると「嬉しい」と喜び、出来ない時は、「悔しい」と残念がり、出来ている周りの人にやり方を教えてもらったりしていました。もちろん、出来なくても、私のように自分を責めたり、ましてや他人を責めたりすることはありませんでした。私には友だちがまぶしく感じられました。

ハルちゃんが住んでいた所は、日本でも有数の秋祭りの盛んなところであり、まちをあげて、だんじり一色になる環境の中で、ハルちゃんは秋祭りをめぐる「ひと・もの・こと」から様々な影響を受けたのでしょう。だんじりを引く勇壮な姿にあこがれ、自分も「だんじりを引いてみたい」というわくわくする思いが、活発に遊び始める原動力となったに違いありません。ハルちゃんは、これまでのような「出来る－出来ない」のモノサシではなく、「やってみたいかどうか」のモノサシで行動し始めたのです。

自分を許せるようになる

川西市でオンブズパーソンを務めて4年になりました。この4年間で振り返って、四半世紀も前に出会ったハルちゃんのことを書いたのは、オンブズで出会ってきた子どもやおとなが、どこか「出来ない自分＝ダメな自分」というように自分で自分を縛り、自分を責めたり、他人を責めたりして辛くなっているのではないかと感じてきたからです。「自分はよく思われていない／周りの人は自分のことをよく思ってくれな

い」、「どうせ自分なんか／周りの人は自分をないがしろにする」等々というように、自分を責めたり、他人を責めたりする背景には、基準のあいまいな「人並み」であることをめざし、「出来る—出来ない」のモノサシに縛られている姿があるのではないかと感じてきました。そして、このモノサシは基準があいまいであるがゆえに、どこまでいっても「出来た」という達成感を手にすることができず、絶えず、出来ない自分を責め、その延長線上で他人を責めることを繰り返してしまう厄介なモノサシであると感じてきました。

「やってみたいかどうか」のモノサシというのは、「出来る—出来ない」という他者からの評価を第一にするのではなく、自分の意欲や関心を第一にするモノサシのことです。したがって、なつさんの友だちのように、「出来た」時には、優越感ではなく満足感が伴う嬉しさでいっぱいになるでしょう。そして仮に「出来なかった」としても、そのことで劣等感を抱くのではなく、悔しさの伴う、さらなる意欲や関心を抱くようになるに違いありません。それは、自分を許せるようになるモノサシであり、人は自分を許せるようになって初めて、他者にも優しくなれるのだと思います。

友だちをまぶしく感じたなつさんは、友だちと同じように「やってみたいかどうか」のモノサシに持ち替え、今は、保育者として子どものことを第一に考える優しい先生として活躍しています。人は、同じ状況に置かれていても、同じものを見ていても、それをどのように捉えるか／認識するかは、人によって様々です。もちろん、どの捉え方／認識が正しく、どの捉え方／認識が間違っているとかいうことではないのですが、できれば、なつさんやハルちゃんのように、「出来る—出来ない」のモノサシを、「やってみたいかどうか」のモノサシに持ち替え、自分を許せる人として他者に優しくありたいと思っています。

(いのうえ・ひさみ／関西福祉大学准教授)

オンブズパーソンとしての1年をふりかえって

オンブズパーソン 吉川 法生



昨年4月に川西市子どもの人権オンブズパーソンとしての委嘱を受けてほぼ1年が経ちました。この間、私なりに感じたことを述べさせていただきます。やや我田引水のきらいがないではないですが、オンブズを知っていただく広報の一環とご容赦ください。

オンブズパーソンになって一番強く感じたことは、一つ一つの案件をととても丁寧に進めていっていることです。具体的に申しますと、次のようなことです。

オンブズ活動の中心は毎週（現在は木曜日）午後1時から6時頃まで開かれています研究協議（ケース会議）です。この会議には、オンブズパーソン3名、相談員4名、専門員（多くは、元中学校校長1名）、事務局1名が参加します。子どもや親御さんなどからの相談は、まず相談員がお聞きし、対応していきます。相談が1回で終わることはほとんどなく、多くは相談が継続していきます。その場合は電話だけではなく、直接相談員が子どもたちと会って子どもの声を聞いていったりします。そして、全てのケースについて相談員間で情報を共有し、研究協議で諮る必要があると判断されたケースが研究協議で協議・検討されます。

この研究協議では、まず相談員からの報告がなされますが、相談の内容が極めて詳細に再現されます。時には、担当相談員自身が、ある場面での対応が十分ではなかったのではないか、そのために子どもが伝えたかったことが伝えきれなかったのではないかとといった個々の対応の反省にまで発言は及びます。その上で、研究協議に参加した全てのメンバーからさまざまな観点からの意見が出され、今後どのようにすればケースの改善が図られていくかが検討されます。

目的はただ一つ、子どもの声をしっかり受け止め、子ども自身が自分で考え、問題を解決していけるよう、子どもに寄り添うということです。もちろん、関係機関への働きかけなど調整が必要なケースもありますし、人権侵害の救済等のため調査を要する事案もあります。

しかし、基本は子どもに寄り添うという姿勢であり、そういった視点からメンバー全員が意見を述べています。

全国で条例に基づく子どもの相談・救済機関が設けられている自治体は約30存在すると聞いています。その中で、川西市のように毎日相談員が相談をお聞きし、毎週協議の場が設けられているところは少ないようです。逆に言うと、川西市は制度の骨格がしっかりとできているからこそ、一つ一つのケースに時間をかけ、子どもたちに寄り添っていけるのだと思います。

私がオンブズパーソンになって一番感じたことは以上のことです。

ここで、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例を見てみたいと思います。

条例の第6条では、オンブズパーソンの職務として、子どもの人権侵害の救済など子どもの人権案件の解決に当たること、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言をすることで子どもの人権案件の解決に当たることが規定されています。前者が個別救済、後者が制度改善といわれているものです。

こうしたオンブズパーソンに与えられた使命からしますと、常に両視点を持ちながらケースに当たっていかなければいけないと考えられます。それは、目の前で困っている子どもがいたときに、子どもと一緒に考え、寄り添うことで問題の解決に当たることが必要であると同時に、制度の改善がなされることで目の前の子どもだけではなく、より多くの子どもが救済される可能性があるのであれば、その提言をすることも重要だからです。

もっとも、個々のケースで両者の関係をどう考えていったらいいかは非常に悩ましいところがあり、そうした点につきましては、第I章で浜田代表オンブズパーソンが述べているとおりです。私個人としますと、まずはオンブズに相談してきてくれた子どもの問題解決をしっかりとしていきたいと考えています。そのことで、子ども自身が生き生きとした人生を歩むきっかけになってくれたらとてもうれしいと思います。そして、その中で制度改善等の視点を併せ持つておく必要があることを常に念頭においておきたいと思っています。

ただ、オンブズの制度自体が頭に浮かばない、あるいは、制度は知っていても相談ができないといった子どもたちがいることも常に考えておく必要があります。前者につきましては、なお一層の広報が必要でしょう。後者につきましては、とても悩ましい問題です。親御さんや学校からの相談を通じて子どもに接することができればいいのですが（ここでも、広報をどう広げていくかの問題もあるでしょう）、それでもなお相談できないでいる子どもがいるであろうことは認識しておかなければいけないと思います。この点は、市の施策等にも関係することでしょうから、オンブズとしましても、可能な限り、協力・進言していきたいと考えています。

この制度の存在意義は条例第1条にあると思います。このレポートの中にも記載されていますので重複しますが、私は、すばらしい条文だと思いますので、最後に引用させていただきます。

『この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における「児童の権利に関する条約」の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソンを設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。』

子どもが持っている力はおとなの想像を超えるものです。一人一人の子どもたちがいきいきと生きていけることが私の願いです。

(きっかわ・のりお／弁護士)

参 考

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例

2015年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン名簿

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例

平成 10 (1998)年 12 月 22 日
川西市条例 第 24 号

目 次

- 第 1 章 総則 (第 1 条―第 3 条)
- 第 2 章 オンブズパーソンの設置等 (第 4 条―第 9 条)
- 第 3 章 救済の申立て及び処理等 (第 5 条―第 18 条)
- 第 4 章 補則 (第 19 条―第 22 条)
- 付 則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約 (以下「子どもの権利条約」という。)の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン (以下「オンブズパーソン」という。)を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

(子どもの人権の尊重)

- 第 2 条 すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。
- 2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。
- 3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

(定義)

- 第 3 条 この条例において「子ども」とは、子どもの権利条約第 1 条本文に規定する 18 歳未満のすべての者及び規則で定める者をいう。
- 2 この条例において「子どもの人権案件」とは、本市内に在住、在学又は在勤する子どもの人権に係る事項 (以下「本市内の子どもの人権に係る事項」という。)のうち、

本市内に在住、在学又は在勤する子ども又はおとな (以下「本市内の子ども又はおとな」という。)から擁護及び救済の申立てを受けてオンブズパーソンが調査し、処理する案件並びにオンブズパーソンが自己の発意により擁護及び救済が必要と判断して調査し、処理する案件をいう。

- 3 この条例において「市の機関」とは、市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関 (議会を除く。)若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

第 2 章 オンブズパーソンの設置等

(オンブズパーソンの設置)

第 4 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく市長の付属機関として、オンブズパーソンを置く。

(オンブズパーソンの組織等)

- 第 5 条 オンブズパーソンの定数は、3 人以上 5 人以下とする。
- 2 オンブズパーソンのうち 1 人を代表オンブズパーソンとし、オンブズパーソンの互選によりこれを定める。
- 3 オンブズパーソンは、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関し優れた識見を有する者で、次条に規定するオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有しないもののうちから、市長が委嘱する。
- 4 オンブズパーソンの任期は、2 年とする。
- 5 オンブズパーソンは、再任されることができる。ただし、連続して 6 年を超えて再任されることはできない。
- 6 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他オンブズパーソンとして明らかにふさわしくない行為があると認められる場合を除いては、そのオンブズパーソンを解職することができない。

(オンブズパーソンの職務)

- 第 6 条 オンブズパーソンは、次に掲げる事項を所掌し、子どもの人権案件の解決に当たる。
- (1) 子どもの人権侵害の救済に関すること。
 - (2) 子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護の

ため必要な制度の改善等の提言に関すること。

(オンブズパーソンの責務)

第7条 オンブズパーソンは、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、並びに公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、関係する市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。

3 オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

4 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(市の機関の責務)

第8条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない。

(兼職等の禁止)

第9条 オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 オンブズパーソンは、本市に対し請負をする企業その他これに準ずる団体の役員又はオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有する職業等と兼ねることができない。

第3章 救済の申立て及び処理等

(救済の申立て等)

第10条 子ども及びおとなは、何人も本市内の子どもの人権に係る事項についてオンブズパーソンに相談することができる。

2 本市内の子ども又はおとなは、個人の資格において、本市内の子どもの人権に係る事項について、オンブズパーソンに擁護及び救済を申し立てることができる。

3 前項の申立ては、口頭又は文書ですることができる。

4 第2項の申立ては、代理人によってすることができる。

(調査等)

第11条 オンブズパーソンは、前条第2項の申立てを審査し、当該申立てが本市内の子ども又はおとなから行われ、その内容が本市内の子どもの人権に係る事項であって、かつ、第6条各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該申立てに係る調査を実施することができる。

2 オンブズパーソンは、前条第2項の申立てが擁護及び

救済に係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合においては、当該子ども又は保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況等を考慮し、オンブズパーソンが特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

3 オンブズパーソンは、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談又は匿名の擁護及び救済の申立てその他の独自に入手した情報等が第6条各号のいずれかに関するものであると認める場合は、当該情報等に係る調査を自己の発意により実施することができる。

4 オンブズパーソンは、前条第2項の申立て又は独自に入手した情報等の内容が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該申立てに係る調査又は当該情報等に係る調査を実施することができない。

(1) 重大な虚偽があることが明らかである場合

(2) オンブズパーソンの身分に関する事項である場合

(3) 議会の権限に属する事項である場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、調査の実施が相当でないことが明らかである場合

5 オンブズパーソンは、第1項又は第3項の調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、当該調査を中止し、又は打ち切ることができる

(調査の方法)

第12条 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、関係する市の機関に説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求めることができる。

2 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、市民等に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門的機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、オンブズパーソンは、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。

(申立人への通知)

第13条 オンブズパーソンは、第11条第1項に規定する審査の結果について、これを速やかに第10条第2項の申立てをした者(以下「申立人」という。)に通知しなければならない。

2 オンブズパーソンは、第10条第2項の申立てについて、第11条第1項の規定により実施した調査を中止し、又は打ち切るときは、その旨を当該申立人に通知しなければならない。

3 オンブズパーソンは、第10条第2項の申立てを受け、

第11条第1項の規定により調査を実施した子どもの人権案件について、これを第15条から第18条までの規定により処理したときは、その概要を当該申立人に通知しなければならない。

- 4 前3項に規定する通知は、当該申立人にとって最も適切な方法により行うものとする。

(市の機関への通知)

第14条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査を開始するときは、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 オンブズパーソンは、第11条第5項の規定により、子どもの人権案件の調査を中止し、又は打ち切ったときは、前項の規定により通知した関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

- 3 オンブズパーソンは、次条から第18条までの規定による子どもの人権案件の処理を行ったときは、その概要を必要と認める市の機関に通知するものとする。

(勧告、意見表明等)

第15条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、擁護及び救済の必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は是正等申入れ書を提出することができる。

- 2 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、制度の見直しの必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、当該制度の見直し等を図るよう意見表明し、又は改善等申入れ書を提出することができる。

- 3 前2項の規定により勧告、意見表明等を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

(是正等の要望及び結果通知)

第16条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、必要があると認めるときは、市民等に対し、是正等の要望を行うことができる。

- 2 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、前条に規定する勧告、意見表明等又は前項に規定する是正等の要望の必要がないと認める場合においても、第13条の規定による申立人への通知のほか、関係機関及び関係人に対し、判断所見を付した調査結果を文書で通知することができる。

(報告)

第17条 オンブズパーソンは、第15条に規定する勧告、意見表明等を行ったときは、当該勧告、意見表明等を行った市の機関に対し、是正等の措置等について報告を求めることができる。

- 2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、

第15条第1項に規定する勧告等に係る報告については当該報告を求められた日から40日以内に、同条第2項に規定する意見表明等に係る報告については当該報告を求められた日から60日以内に、オンブズパーソンに対し是正等の措置等について報告するものとする。

- 3 市の機関は、前項に規定する報告を行う場合において、是正等の措置等を講ずることができないときは、オンブズパーソンに対し、理由を示さなければならない。

(公表)

第18条 オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、第15条に規定する勧告、意見表明等の内容を、公表することができるものとする。

- 2 オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、前条第2項の報告及び同条第3項の理由を、公表することができるものとする。

- 3 オンブズパーソンは、前2項に規定する公表を行う場合においては、個人情報の保護について最大限の配慮をしなければならない。

第4章 補則

(事務局等)

第19条 オンブズパーソンに関する事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助するため、調査相談専門員を置く。

(運営状況等の報告及び公表)

第20条 オンブズパーソンは、毎年、この条例の運営状況等について、市長に文書で報告するとともに、これを公表するものとする。

(子ども及び市民への広報等)

第21条 市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努めるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成11年3月規則第8号で、同11年3月23日から施行。ただし、同条例第3章の規定は、平成11年6月1日から施行)

2015 年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン名簿

2015 年 12 月 1 日現在

職 名	氏 名	職 業 等
オンブズパーソン (代表オンブズパーソン)	浜田 寿美男	奈良女子大学名誉教授
オンブズパーソン (代表代行オンブズパーソン)	井上 寿美	関西福祉大学准教授
オンブズパーソン	吉川 法生	弁護士 (大阪弁護士会)
調査相談専門員 (チーフ相談員)	渡邊 充佳	市嘱託職員
調査相談専門員 (相談員)	村上 裕子	市嘱託職員
同	平野 裕子	市嘱託職員
同	船越 愛絵	市嘱託職員
調査相談専門員 (専門員)	生田 收	元市立中学校長・市教委部長
同	郭 麗月	精神科医
同	勝井 映子	弁護士 (大阪弁護士会)
同	桜井 智恵子	大阪大谷大学教授
同	田中 俊英	(一社)office ドーナツトーク代表
同	田中 文子	(公社)子ども情報研究センター理事
同	羽下 大信	兵庫県臨床心理士会会長
同	宮島 繁成	弁護士 (大阪弁護士会)



※このロゴマークは、「トライやる・ウィーク」においてオンブズパーソン事務局で体験活動した中学生が描いてくれたものです。

子どもオンブズ・レポート 2015

2016（平成28）年3月発行

発行：川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局
（川西市市民生活部 人権推進室 内）

〒666-8501 川西市中央町 12-1 TEL 072-740-1235 FAX 072-740-1233

相談専用 フリーダイヤル：0120-197-505

http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shimin/jinken/kdm_onbs/

E-mail：kwex0002@ml.city.kawanishi.hyogo.jp
